

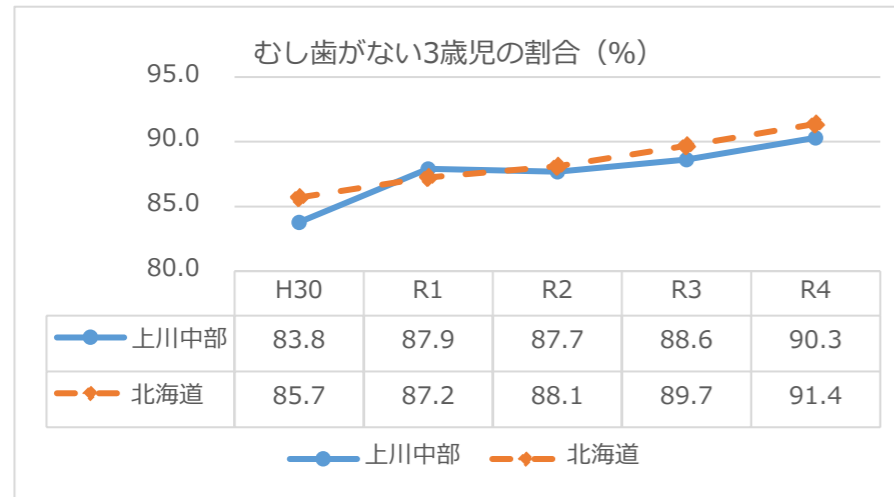
第2節 歯科保健医療対策

1 地域歯科保健医療

(1) 現状

- 乳幼児期の歯・口腔の健康状態

乳幼児のむし歯は減少傾向にありますが、当圏域におけるむし歯のない3歳児の割合は90.3%と全道91.4%より低くなっています。*1



- 学齢期の歯・口腔の健康状態

上川総合振興局内（上川・名寄・富良野保健所）の12歳児（中学1年生）の1人平均むし歯数は、平成29年度、令和2年度とも全道平均と比べ少なくなっていますが、全国平均と比べ多くなっています。

【12歳児の1人平均むし歯数】*2

12歳児	上川総合振興局	北海道	全国
平成29年度	0.86本	1.26本	0.82本
令和2年度	0.79本	1.02本	0.68本

- 成人の歯・口腔の健康状態

「8020（ハチマルニイマル）運動」の目標である80歳で20本以上の歯がある者の割合について、当圏域のデータはありませんが全道では（46.5%）全国平均（51.6%）と比べ、低くなっている状況にあります。

【80歳*における1人平均現在歯数及び20本以上の歯を有する者の割合】*3

1人平均現在歯数（本）		20本以上の歯を有する者の割合（%）	
北海道（令和4年）	全国（令和4年）	北海道（令和4年）	全国（令和4年）
15.9	17.0	46.5	51.6

*75～84歳のデータから算出

(2) 課題

当圏域のむし歯のない3歳児の割合は全道平均と比べ低くなっています。また、12歳児の1人平均むし歯数は全道平均と比べ少ないものの全国平均よりは多く、更なるむし歯の改善のためには、乳幼児期から学齢期における早期のむし歯予防対策や、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。

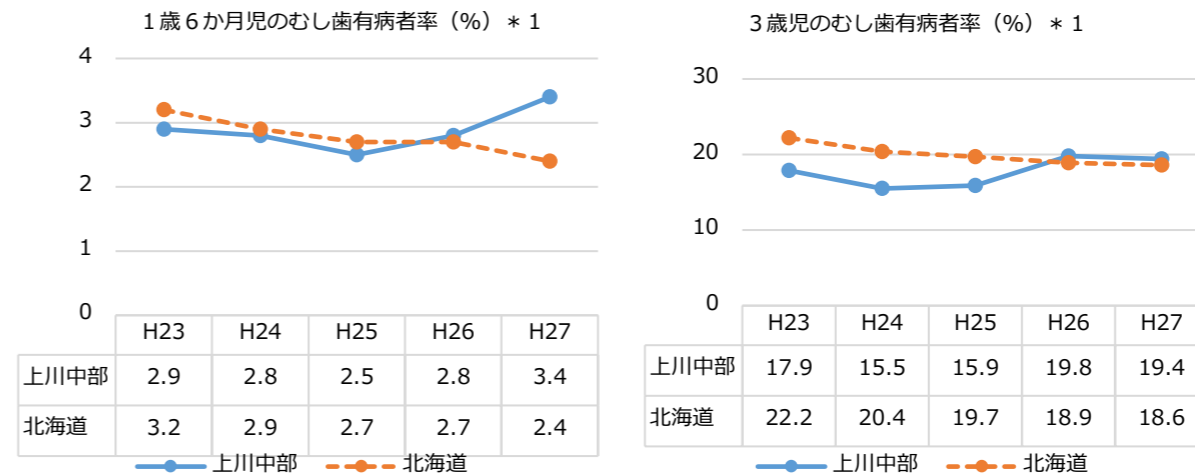
第2節 歯科保健医療対策

1 地域歯科保健医療

(1) 現状

- 幼児期の歯と口の健康状態

1歳6か月児及び3歳児のむし歯有病者率（%）は全道平均が減少傾向となっているのに対し、当圏域では、平成25年度を境に増加に転じ、全道平均と比べ高くなっています。*1



- 学齢期の歯・口腔の健康状態

上川総合振興局内（上川・名寄・富良野保健所）の12歳児（中学1年生）の一人平均むし歯数は、平成23年度、29年度とも全道平均と比べ少なくなっていますが、全国平均と比べ多くなっています。

【12歳児の一人平均むし歯数】*2

12歳児	上川総合振興局	北海道	全国
平成23年度	1.4本	2.1本	1.2本
平成29年度	0.9本	1.3本	0.8本

- 成人の歯・口腔の健康状態

「8020（ハチマルニイマル）運動」の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合は、全国平均（51.2%）及び全道平均（34.2%）と比べ、大幅に低くなっている状況にあります。*3

【80歳における一人平均現在歯数及び20本以上の歯を有する者の割合】*3

一人平均現在歯数（本）			20本以上の歯を有する者の割合（%）		
上川中部	北海道	全国	上川中部	北海道	全国
9.0	12.4	16.9	25.0	34.2	51.2

(2) 課題

当圏域の1歳6か月、3歳児のむし歯有病者率は全道平均と比べ高くなっていますが、12歳児の一人平均むし歯数は全道平均と比べ少ないことから、乳幼児から学童期における早期のむし歯予防対策や、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用できるようにすることが求められています。

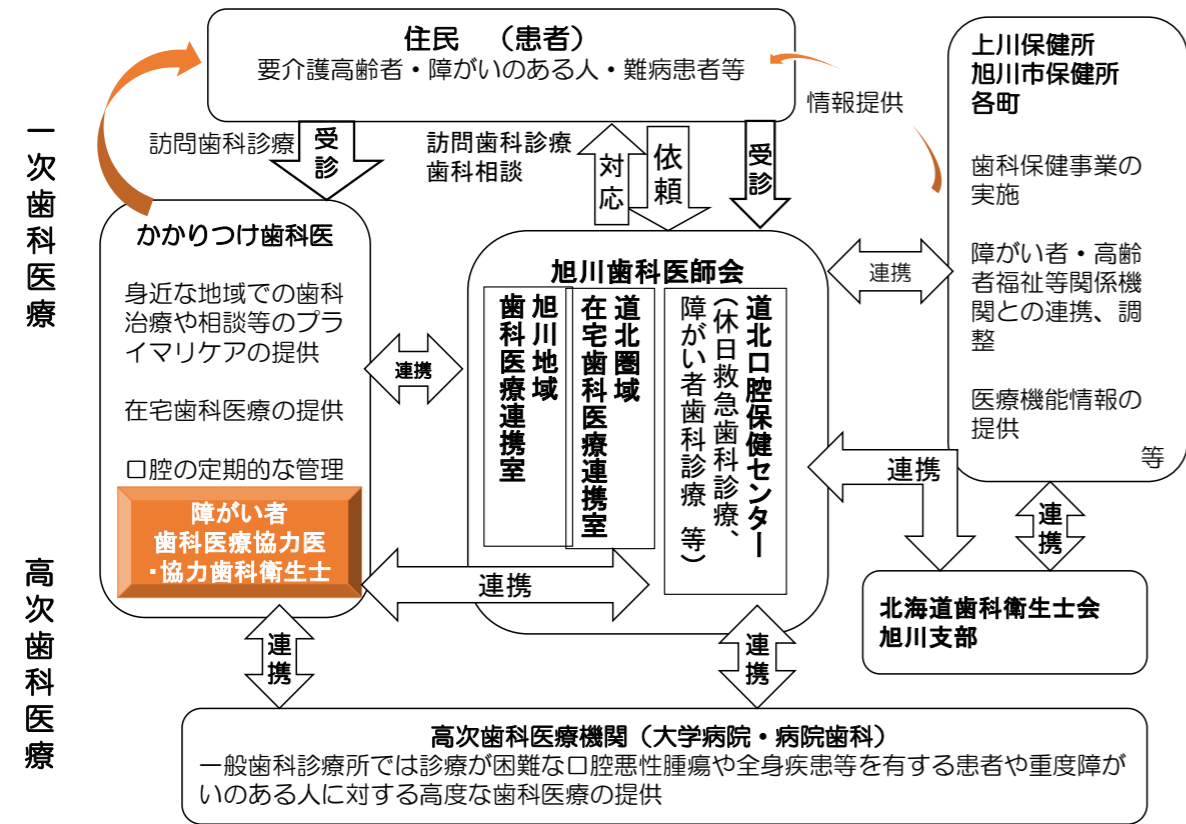
○文言・時点修正

○時点修正

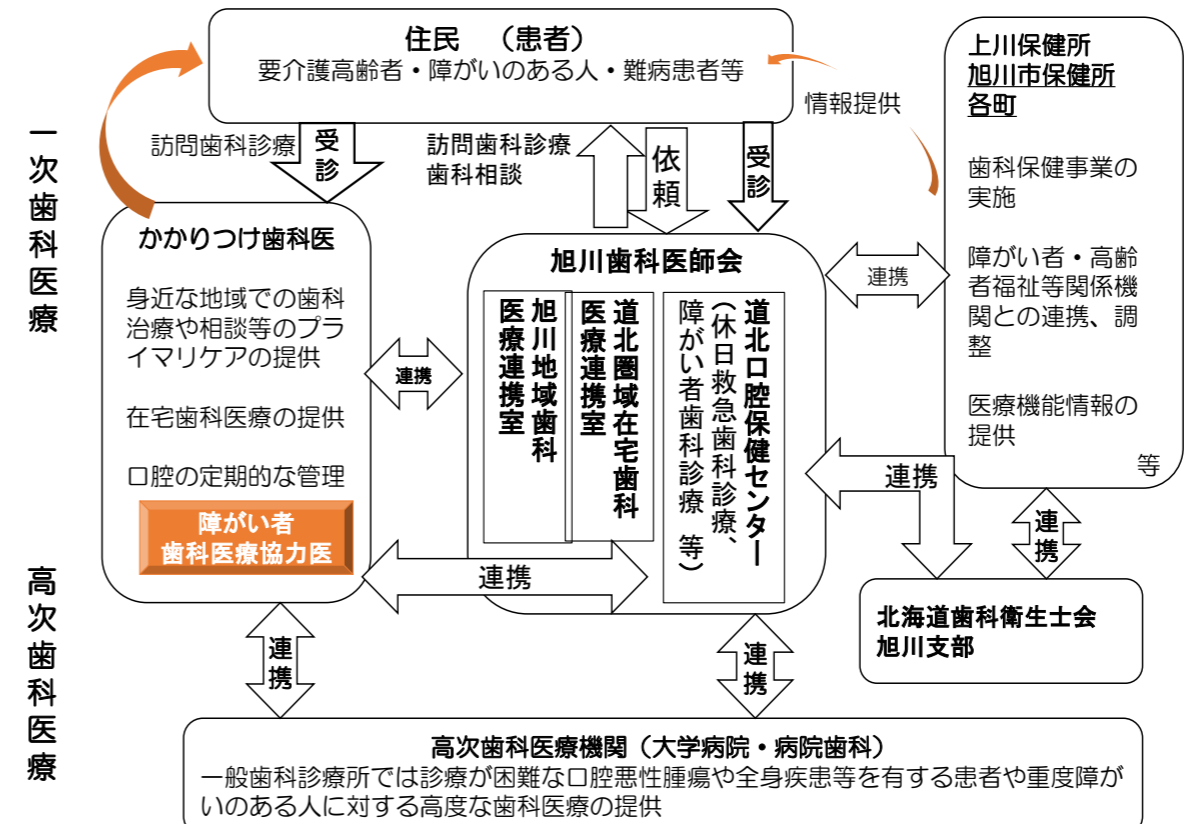
改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方												
<p>(3) 施策の方向と主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ むし歯予防のため、幼児期における早期からのフッ化物利用と保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。 ○ 歯周病予防のため、定期的な歯科健診・適切な保健指導を受ける機会の確保に努めます。 ○ 歯科医師会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、「8020 運動」等の地域住民の歯・口腔の健康づくりについて普及啓発を行います。 <p>2 障がい者歯科保健医療</p> <p>(1) 現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、1市1町に 18名（令和5年11月現在） が協力医に指定されています。 ○ 障がい者歯科診療を専門に担うため、旭川歯科医師会が道北口腔保健センターを昭和55年に設置し、障がい者の歯科診療や摂食嚥下リハビリを行っています。 <p>【道北口腔保健センターの診療内容】</p> <table border="1" data-bbox="189 667 1038 779"> <thead> <tr> <th>設置主体</th> <th>所在地</th> <th>診療内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人旭川歯科医師会</td> <td>旭川市金星町1丁目</td> <td>障がい者歯科診療 摂食・嚥下リハビリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「北海道障がい者歯科医療協力医制度」については、協力医の確保及び質の向上が求められています。 <p>(3) 施策の方向と主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旭川歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士や道北口腔保健センター等により障がい者歯科保健医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健医療対策を推進します。 <p>3 高次歯科医療及び休日救急歯科医療</p> <p>(1) 現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院（以下「病院歯科」という。）は、令和5年度末現在で8施設となっています。 ○ 道北口腔保健センターにおいて、日曜、祝祭日、年末年始など、多くの一般歯科診療所が休診となる日に救急診療を行っています。 <p>(2) 課 題</p> <p>(高次歯科医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高度な歯科医療を必要とする患者等への適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科などの高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。 <p>(休日救急歯科医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道北口腔保健センターにおける休日救急歯科医療の継続が必要となっています。 <p>(3) 施策の方向と主な施策</p> <p>(高次歯科医療の提供体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学病院や旭川歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。 	設置主体	所在地	診療内容	一般社団法人旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目	障がい者歯科診療 摂食・嚥下リハビリ	<p>(3) 施策の方向と主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ むし歯予防のため、幼児期における早期からのフッ化物利用と保育所・学校等におけるフッ化物洗口を推進します。 ○ 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努めます。 ○ 歯科医師会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、「8020 運動」等の地域住民の歯・口腔の健康づくりについて普及啓発を行います。 <p>2 障がい者歯科保健医療</p> <p>(1) 現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「北海道障がい者歯科医療協力医制度」に基づき、1市1町に 17名（平成30年4月末現在） が協力医に指定されています。 ○ 障がい者歯科診療を専門に担うため、旭川歯科医師会が道北口腔保健センターを昭和55年に設置し、障がい者の歯科診療や摂食嚥下リハビリを行っています。 <p>【道北口腔保健センターの診療内容】</p> <table border="1" data-bbox="1406 667 2255 779"> <thead> <tr> <th>設置主体</th> <th>所在地</th> <th>診療内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一般社団法人)旭川歯科医師会</td> <td>旭川市金星町1丁目</td> <td>障がい者歯科診療 摂食・嚥下リハビリ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「北海道障がい者歯科医療協力医制度」については、協力医の確保及び質の向上が求められています。 <p>(3) 施策の方向と主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旭川歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医制度や道北口腔保健センターにより障がい者歯科保健医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策を推進します。 <p>3 高次歯科医療及び休日救急歯科医療</p> <p>(1) 現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 口腔悪性腫瘍患者や全身疾患等を有する患者への歯科医療など、高度な歯科医療に対応する歯科口腔外科を標ぼうする病院（以下「病院歯科」という。）は、平成25年4月現在で7施設でしたが、平成30年4月現在で8施設と増加しています。 ○ 道北口腔保健センターにおいて、日曜、祝祭日、年末年始など、多くの一般歯科診療所が休診となる日に救急診療を行っています。 <p>(2) 課 題</p> <p>(高次歯科医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高度な歯科医療を必要とする患者等への適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科などの高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。 <p>(休日救急歯科医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道北口腔保健センターにおける休日救急歯科医療の継続が必要となっています。 <p>(3) 施策の方向と主な施策</p> <p>(高次歯科医療の提供体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学病院や旭川歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。 	設置主体	所在地	診療内容	(一般社団法人) 旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目	障がい者歯科診療 摂食・嚥下リハビリ	<p>○文言修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○文言修正</p> <p>○文言追加</p> <p>○関係団体の意見を踏まえ文言追加</p> <p>○文言修正</p> <p>○時点修正</p>
設置主体	所在地	診療内容												
一般社団法人旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目	障がい者歯科診療 摂食・嚥下リハビリ												
設置主体	所在地	診療内容												
(一般社団法人) 旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目	障がい者歯科診療 摂食・嚥下リハビリ												

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>（休日救急歯科医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休日救急歯科医療については、道北口腔保健センターで実施するとともに「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した医療機関情報の提供を行います。 <p>（歯科医療機能情報の提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、病院歯科を含む歯科医療機関の医療機能情報をホームページ等により提供します。 <p>4 高齢化に伴う歯科保健医療対策</p> <p>（1）現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後期高齢者の増加に伴い、認知症を有する高齢者の増加も見込まれますが、認知症の人は口腔内状態（清潔保持、歯の数、咀嚼機能等）が不良であるという研究結果が報告されています。 ○ 旭川歯科医師会が道北口腔保健センターにおいて、平成25年度から通院が困難な要介護高齢者等を対象に在宅歯科診療を行っています。 ○ 平成28年度には、旭川歯科医師会館内に道北三次医療圏を対象とした道北圏域在宅歯科医療連携室及び旭川市民を対象とした旭川地域歯科医療連携室が設置され、通院での歯科受診が困難な要介護高齢者等を対象として、歯科治療や口腔ケアに関する相談及び在宅歯科診療の申込みを受けています。 <p>（2）課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症に伴う口腔内状態の不良は、誤嚥性肺炎のリスクとなります。誤嚥性肺炎は、高齢者の死亡原因にもなることから、その発症を予防することが重要です。 ○ オーラルフレイル*¹は、フレイルの前段階であると考えられています。早期にオーラルフレイルに気づき、口腔機能の向上に取り組むことが重要です。 <p>（3）施策の方向と主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する<u>歯科専門職による口腔衛生管理*²・口腔機能管理*³</u>を推進します。 ○ 口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防につながる等、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、口腔ケアが重要であることの普及啓発を行います。 ○ オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。 	<p>（休日救急歯科医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休日救急歯科医療については、道北口腔保健センターで実施するとともに「北海道救急医療・広域災害情報システム」を活用した医療機関情報の提供を行います。 <p>（歯科医療機能情報の提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、病院歯科を含む歯科医療機関の医療機能情報をホームページ等により提供します。 <p>4 高齢化に伴う歯科保健医療対策</p> <p>（1）現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 後期高齢者の増加に伴い、認知症を有する高齢者の増加も見込まれますが、認知症の人は口腔内状態（清潔保持、歯の数、咀嚼機能等）が不良であるという研究結果が報告されています。 ○ 旭川歯科医師会が道北口腔保健センターにおいて、平成25年度から通院が困難な要介護高齢者等を対象に在宅歯科診療を行っています。 ○ 平成28年度には、旭川歯科医師会館内に道北3次医療圏を対象とした道北圏域在宅歯科医療連携室及び旭川市民を対象とした旭川地域歯科医療連携室が設置され、通院での歯科受診が困難な要介護高齢者等を対象として、歯科治療や口腔ケアに関する相談並びに在宅歯科診療の申込みを受けています。 <p>（2）課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症に伴う口腔内状態の不良は、誤嚥性肺炎のリスクとなります。誤嚥性肺炎は、高齢者の死亡原因にもなることから、その発症を予防することが重要です。 ○ オーラルフレイル*¹は、フレイルの前段階であると考えられています。早期にオーラルフレイルに気づく、口腔機能の向上に取り組むことが重要です。 <p>（3）施策の方向と主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低栄養と誤嚥性肺炎の予防のため、高齢者に対する<u>専門的口腔ケア提供体制の整備</u>を推進します。 ○ 口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防につながる等、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、口腔ケアが重要であることの普及啓発を行います。 ○ オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることから、高齢者が適切な歯科治療や定期的な歯科健診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を行います。 	<p>○文言修正</p> <p>○文言修正</p>

歯科保健医療対策のイメージ図



歯科保健医療対策のイメージ図



第5章 医療の安全確保とサービスの向上

第1節 医療安全対策

1 現状

- 医療の高度化・専門化が進展する中で、道民が安心して医療を受けられる体制の整備が一層必要となっています。
- 各道立保健所が医療機関や薬局に対して実施している立入検査の際に、医療安全体制の整備の状況について確認するとともに、必要に応じ指導を行っています。
- 道民の医療に対するニーズが多様化する中で、患者や家族からの苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的とし、平成15年9月1日から道立保健所等に医療安全支援センターを設置しています。
- 当圏域は、上川保健所の上川地方医療安全支援センター、旭川市保健所の旭川市医療安全支援センターで相談等に対応しています。

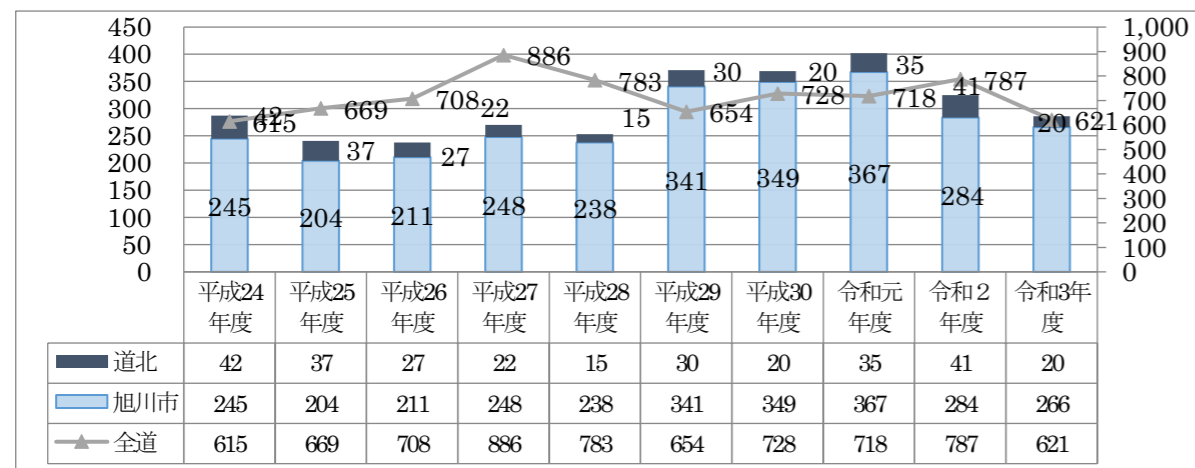
【医療安全支援センターの組織】

中央医療安全支援センター		
所管圏域	設置場所	
全道域	北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課内	
地方医療安全支援センター		
所管圏域 (第三次医療圏)	設置場所	
	地方センター	
	サブセンター	
道南	渡島保健所内、江差保健所内、八雲保健所内	
道央	岩見沢保健所内	江別保健所内、千歳保健所内、滝川保健所内
	苫小牧保健所内	深川保健所内、倶知安保健所内、岩内保健所内
	苫小牧保健所内	室蘭保健所内、浦河保健所内、静内保健所内
道北	上川保健所内、名寄保健所内、富良野保健所内、留萌保健所内、稚内保健所内	
オホーツク	北見保健所内、網走保健所内、紋別保健所内	
十勝	帯広保健所内	
釧路・根室	釧路保健所内、根室保健所内、中標津保健所内	

(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市は、それぞれの市立保健所等に対応。)

【医療安全支援センターにおける相談件数推移】

(件)



第4章 医療の安全確保とサービスの向上

第1節 医療安全対策

1 現状

- 医療の高度化・専門化が進展する中で、道民が安心して医療を受けられる体制の整備が一層必要となっています。
- 各道立保健所が医療機関や薬局に対して実施している立入検査の際に、医療安全体制の整備の状況について確認するとともに、必要に応じ指導を行っています。
- 道民の医療に対するニーズが多様化する中で、患者や家族からの苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的とし、平成15年9月1日から道立保健所等に医療安全支援センターを設置しています。
- 当圏域は、上川保健所の上川地方医療安全支援センター、旭川市保健所の旭川市医療安全支援センターで相談等に対応しています。

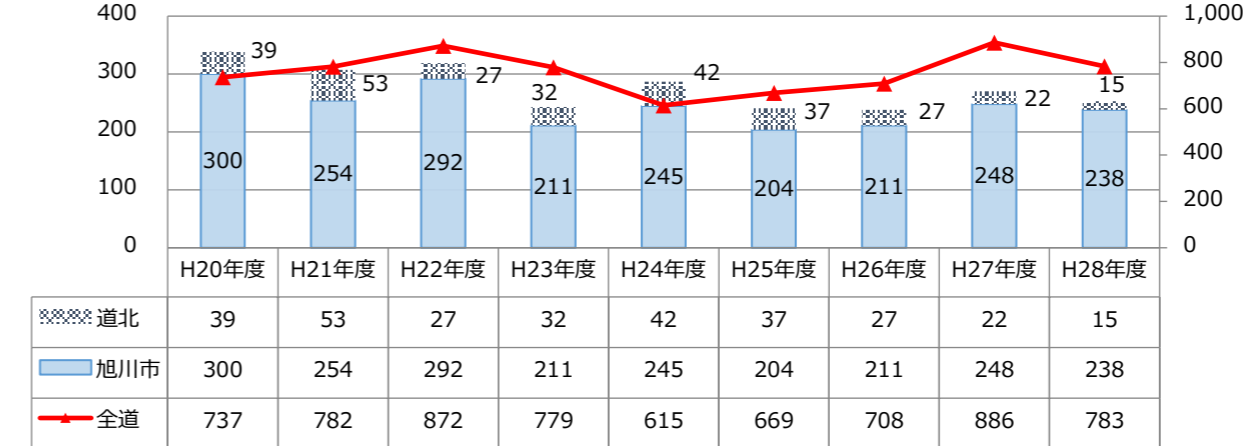
【医療安全支援センターの組織】

中央医療安全支援センター		
所管圏域	設置場所	
全道域	北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課内	
地方医療安全支援センター		
所管圏域 (第三次医療圏)	設置場所	
	地方センター	
	サブセンター	
道南	渡島保健所内、江差保健所内、八雲保健所内	
道央	岩見沢保健所内	江別保健所内、千歳保健所内、滝川保健所内
	苫小牧保健所内	深川保健所内、倶知安保健所内、岩内保健所内
	苫小牧保健所内	室蘭保健所内、浦河保健所内、静内保健所内
道北	上川保健所内、名寄保健所内、富良野保健所内、留萌保健所内、稚内保健所内	
オホーツク	北見保健所内、網走保健所内、紋別保健所内	
十勝	帯広保健所内	
釧路・根室	釧路保健所内、根室保健所内、中標津保健所内	

(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市は、それぞれの市立保健所等に対応。)

【医療安全支援センターにおける相談件数推移】

(件)



(全道件数には、札幌市、旭川市、函館市及び小樽市分の相談件数は含まれていない。)

○時点修正

改正案（令和6年度～令和11年度）											現行計画（平成30年度～平成35年度）											見直しの考え方	
（令和3年度 内容別相談件数） 【北海道医療安全支援センター(中央及び7地方医療安全支援センター)】 (単位：件)											（平成28年度 内容別相談件数） 【北海道医療安全支援センター(中央及び7地方医療安全支援センター)】 (単位：件)												
区分		医科				歯科				合計		区分		医科				歯科				合計	
		相談		苦情		相談		苦情						相談		苦情		相談		苦情			
		全道	道北	全道	道北	全道	道北	全道	道北					全道	道北	全道	道北	全道	道北	全道	道北		
1. 医療行為・医療内容	1. 治療・看護等の内容や技術	49	1	38	2	5	0	9	0	101	3	医療行為・医療内容	193	3	132	1	19	1	18	1	363	6	
	2. 上記1のうち医療過誤の疑い	22	0	6	0	2	0	0	0	30	0	コミュニケーションに関すること	41	2	70	4	7	0	0	0	118	6	
	3. 転院・退院	23	0	10	0	0	0	0	0	33	0	医療機関等の施設	7	0	16	0	0	0	1	0	24	0	
	4. 医療関連法規等の関係	11	1	4	4	1	0	1	0	17	5	医療情報等の取扱	31	1	18	0	2	0	0	0	51	0	
	5. その他(医療行為・医療内容関係)	43	1	32	2	1	0	1	0	77	3	医療機関等の紹介・案内	32	0	1	0	1	0	0	0	34	0	
2. コミュニケーションに関すること	1. 説明等に関するもの	53	0	56	4	7	0	6	0	122	4	医療費(診療報酬等)	29	1	13	0	9	0	5	0	56	1	
	2. 基本的なマナーに関するもの	11	0	24	2	0	0	0	0	35	2	医療知識等を問うもの	42	0	5	0	2	0	0	0	49	0	
	3. その他(コミュニケーション関係)	26	0	23	0	3	0	5	0	57	0	その他	47	0	37	1	3	0	2	0	89	1	
3. 医療機関等の施設	1. 衛生環境	11	0	17	0	2	0	4	0	34	0	合計	422	7	292	6	43	1	25	1	783	15	
	2. その他(医療機関等の施設関係)	6	0	11	0	0	0	0	0	17	0	*道北は「上川地方医療安全支援センター」のことで、値は再掲											
4. 医療情報等の取扱	1. カルテ開示	18	0	7	0	1	0	9	0	35	0												
	2. セカンドオピニオン	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0												
	3. 広告	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0												
	4. 個人情報・プライバシー	3	0	3	0	0	0	0	0	6	0												
	5. 診断書等の文書関係	5	0	3	1	0	0	0	0	8	1												
	6. その他(医療情報等関係)	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0												
5. 医療機関等の紹介・案内	20	2	2	0	2	0	0	0	24	2													
6. 医療費(診療報酬等)	1. 診療報酬等	13	0	3	0	2	0	2	0	20	0												
	2. 自費診療関係	6	0	0	0	2	0	1	0	9	0												
	3. その他(医療費関係)	11	0	6	0	1	0	3	0	21	0												
7. 医療知識等を問うもの	1. 健康や病気関係	7	0	0	0	0	0	0	0	7	0												
	2. 薬品関係	13	0	1	0	0	0	0	0	14	0												
	3. 制度関係(医療・介護・福祉)	10	0	0	0	0	0	0	0	10	0												
	4. その他(医療知識の質問関係)	6	0	1	0	0	0	0	0	7	0												
8. その他	1. 主訴不明	11	0	3	0	1	0	0	0	15	0												
	2. 気持ちの受止め	15	0	4	0	0	0	0	0	19	0												
	3. その他(いずれにも分類出来ないもの)	46	0	16	0	0	0	0	0	62	0												
合計		441	5	272	15	30	0	41	0	784	20												

(道北は「道北医療安全支援センター」の略称で、値は再掲)

改正案（令和6年度～令和11年度）

現行計画（平成30年度～平成35年度）

見直しの考え方

【旭川市医療安全支援センター】

区分	医科		歯科		合計	
	相談	苦情	相談	苦情		
医療機関等	医療行為・医療内容	54	19	3	2	78
	医療機関・従事者接遇	30	40	1	2	73
	医療機関の施設	0	2	1	1	4
	医療費関係（診療報酬等）	7	2	1	0	10
	その他	8	3	0	0	11
	小計	99	66	6	5	176
健康相談	一般相談	5	0	0	0	5
	病院等紹介	58	0	3	0	61
	薬に関すること	9	0	0	0	9
	その他	6	1	0	0	7
	小計	78	1	3	0	82
その他（制度に関することを含む。）	4	3	1	0	8	
合計	181	70	10	5	266	

2 課題

(1) 医療安全のための体制整備

医療機関や薬局における医療の安全を図るため、医療従事者の資質の向上とともに、医療安全体制の整備を促進することが求められています。

(2) 医療に関する相談体制の整備

医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、医療に関する相談体制を充実することが求められています。

3 施策の方向と主な施策

(1) 医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組の推進

医療機関及び薬局において、以下の取組によって医療の安全等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います。

【旭川市医療安全支援センター】

区分	医科		歯科		合計	
	相談	苦情	相談	苦情		
医療機関等	医療行為・医療内容	48	20	3	3	74
	医療機関・従事者接遇	26	24	0	1	51
	医療機関の施設	0	6	3	1	10
	医療費関係（診療報酬等）	5	0	4	0	9
	その他	9	2	0	0	11
	小計	88	52	10	5	155
健康相談	一般相談	12	1	0	0	13
	病院等紹介	38	0	1	0	39
	薬に関すること	9	2	0	0	11
	その他	0	0	0	0	0
	小計	59	3	1	0	63
その他（制度に関することを含む。）	13	7	0	0	20	
合計	160	62	11	5	238	

2 課題

(1) 医療安全のための体制整備

医療機関や薬局における医療の安全を図るため、医療従事者の資質の向上とともに、医療安全体制の整備を促進することが求められています。

(2) 医療に関する相談体制の整備

医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、医療に関する相談体制を充実することが求められています。

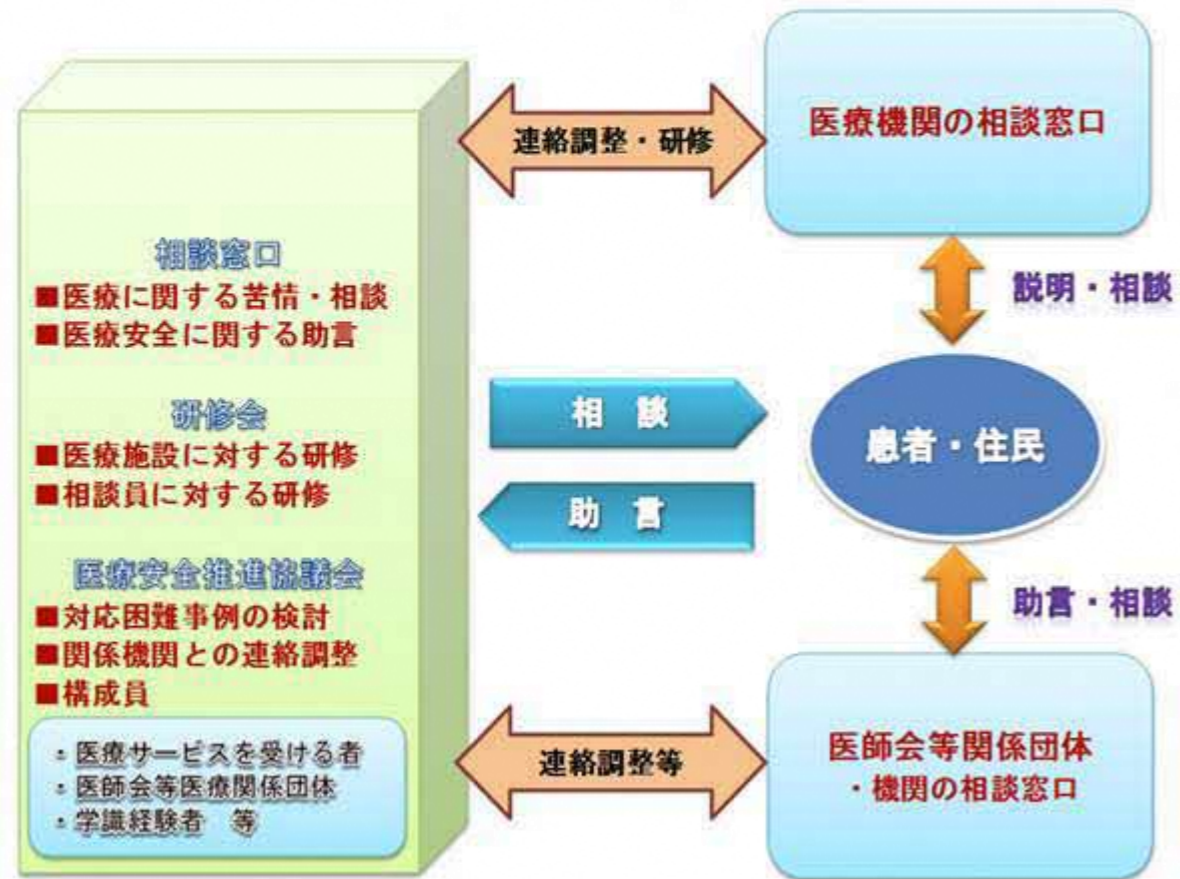
3 施策の方向と主な施策

(1) 医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組の推進

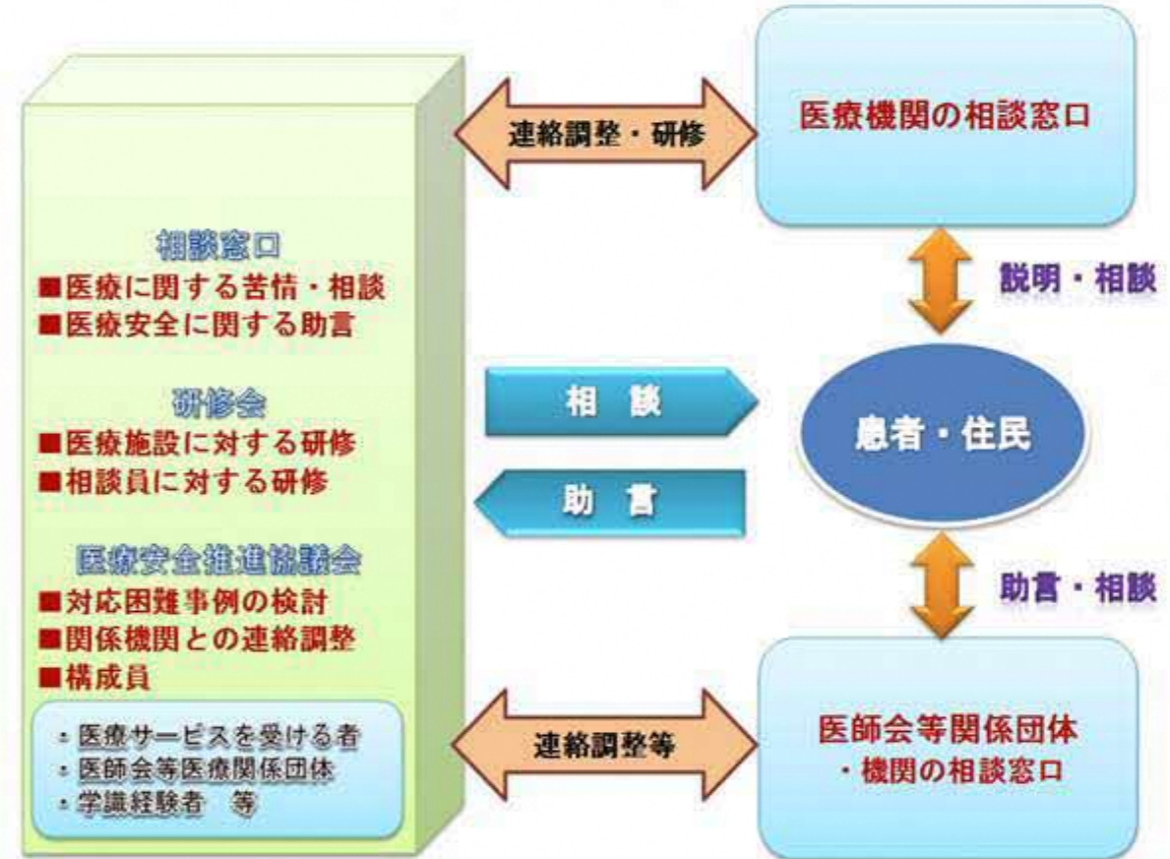
医療機関及び薬局において、以下の取組によって医療の安全等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います。

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>(医療安全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療安全管理のための指針の整備 ○ 医療安全管理のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る) ○ 医療安全管理のための職員研修の実施 ○ 事故報告など改善のための取組の実施 <p>(院内感染対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 院内感染対策のための指針の整備 ○ 院内感染対策のための委員会の開催（病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る） ○ 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施 ○ 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施 <p>(医薬品の安全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置 ○ 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施 ○ 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施 ○ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施 <p>(医療機器の安全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機器の安全使用のための責任者の配置 ○ 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施 ○ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施 ○ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施 <p>(2) 医療安全に関する研修会の開催 関係団体・機関と連携を図りながら、医療機関や薬局を対象とした医療安全に関する研修会を実施します。</p> <p>(3) 医療安全支援センターの設置運営 (医療相談) 「上川地方医療安全支援センター」の地方センターである上川保健所は、「中央医療安全支援センター」(道本庁)及び4つのサブセンター（名寄・富良野・留萌・稚内保健所内に設置）並びに旭川市医療安全支援センターと連携し、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。</p> <p>(医療安全推進協議会) 上川保健所に設置する「道北地方医療安全推進協議会」において、医療安全支援センターの業務内容の検討や個別医療相談事例のうち重要なものや専門的な事例、対応困難事例などについて検討協議を行うことにより、医療相談体制の充実に努めます。 旭川市は、旭川市保健所に設置する「医療安全推進検討会」において、医療安全支援センターの運営方針及び業務内容、相談事例のうち重要な事例や専門的な事例に係る対応等について、意見交換等を行い医療安全支援センターの業務、運営に反映させています。</p>	<p>(医療安全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療安全管理のための指針の整備 ○ 医療安全管理のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る) ○ 医療安全管理のための職員研修の実施 ○ 事故報告など改善のための取組の実施 <p>(院内感染対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 院内感染対策のための指針の整備 ○ 院内感染対策のための委員会の開催（病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る） ○ 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施 ○ 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施 <p>(医薬品の安全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置 ○ 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施 ○ 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施 ○ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施 <p>(医療機器の安全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機器の安全使用のための責任者の配置 ○ 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施 ○ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施 ○ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施 <p>(2) 医療安全に関する研修会の開催 関係団体・機関と連携を図りながら、医療機関や薬局を対象とした医療安全に関する研修会を実施します。</p> <p>(3) 医療安全支援センターの設置運営 (医療相談) 「上川地方医療安全支援センター」の地方センターである上川保健所は、「中央医療安全支援センター」(道本庁)及び4つのサブセンター（名寄・富良野・留萌・稚内保健所内に設置）並びに旭川市医療安全支援センターと連携し、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。</p> <p>(医療安全推進協議会) 上川保健所に設置する「道北地方医療安全推進協議会」において、医療安全支援センターの業務内容の検討や個別医療相談事例のうち重要なものや専門的な事例、対応困難事例などについて検討協議を行うことにより、医療相談体制の充実に努めます。 旭川市は、旭川市保健所に設置する「医療安全推進検討会」において、医療安全支援センターの運営方針及び業務内容、相談事例のうち重要な事例や専門的な事例に係る対応等について、意見交換等を行い医療安全支援センターの業務、運営に反映させています。</p>	

医療安全支援センター（中央・地方）の業務と相談等の流れ



医療安全支援センター（中央・地方）の業務と相談等の流れ



改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>第6章 医師など医療従事者の確保</p> <p>第1節 医療従事者の現状・課題</p> <p>1 医師数</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの医師数は360.6人であり、全道の260.7人と比較し、上回っている状況です。 ○ 国では、医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として、三師統計を基本に、二次医療圏ごとに「医師偏在指標」を算定しておりますが、当圏域については、「医師多数区域」に区分されています。 <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旭川市及び東神楽町で医師数が増加していますが、その他の町では減少傾向となっており、医師の充足は難しい状況となっております。 <p>2 歯科医師及び歯科衛生士等</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの歯科医師数は70.3人であり、全道の83.9人と比較し、下回っている状況です。 ○ 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの歯科衛生士数は145.4人であり、全道の122.2人と比較し、上回っている状況です。 ○ 9町の歯科医師数はほぼ横ばいですが、圏域内の9割を占める旭川市の歯科医師が減少傾向となっております。 <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 圏域全体で、歯科医師数が全道平均を下回っていることから、限られた医療資源の有効活用が必要となっております。 <p>3 薬剤師</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの薬剤師数は237.9人であり、全道の224.0人と比較し、上回っている状況です。 ○ 国では、「薬剤師偏在指標」という、薬剤師の充足を検討する上で活用可能な新たな指標の考え方を公表しており、薬剤師偏在指標が1を超えると薬剤師が充足していると評価されますが、当圏域の病院薬剤師と薬局薬剤師を合わせて算出された薬剤師偏在指標は0.97で1を下回っています。 <p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 圏域の薬剤師数は減少していないものの、薬剤師偏在指数は1を下回っており、今後の在宅医療の需要増加を見据えた薬局薬剤師の確保と、医師の働き方改革に伴うタスクシフトを見据えた病院薬剤師の確保が必要です。 <p>4 看護職員</p> <p>(1) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの保健師数は67.4人であり、全道の58.3人と比較し、上回っている状況です。 ○ 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの助産師数は40.8人であり、全道の30.8人と比較し、上回っている状況です。 ○ 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの看護師数は1,448.4人であり、全道の1,269.2人と比較し、上回っている状況です。 ○ 令和2年(2020年)の人口10万人当たりの准看護師数は393.9人であり、全道の283.1人と 	<p>(新設)</p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ追加</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>比較し、上回っている状況です。</p> <p>○ <u>圏域内の看護職員については、准看護師が減少しておりますが、その他の職種では増加しています。（第1章 基本的事項4節9）</u></p> <p>（2）課題</p> <p>○ <u>看護職志望者や多様な人材の確保に努め、養成数を維持し、圏域内で就業する看護職員を養成・確保していく必要があります。</u></p> <p>第2節 医療従事者確保の方針</p> <p>○ <u>医師については、当圏域が「医師多数区域」であることを踏まえ、他の区域からの医師確保は行わず、圏域内での医師偏在に対しては、圏域内での医師確保を基本とします。</u></p> <p>○ <u>医師以外の医療従事者については、適宜配置状況の把握を行い、関係機関と連携しながら、地域の実情を踏まえた取組を推進します。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ追加</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>第7章 地域推進方針の進行管理等</p> <p>第1節 目標達成のための推進体制と関係者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この方針は、住民・患者の視点に立ち、道などの行政機関、医療提供者、関係団体及び道民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確保に向け、共に考え、共に行動するための基本的な指針として策定するものであり、本方針を着実に推進するために、各主体が本方針の基本理念の下、共通の目標達成のために連携して取り組むことが不可欠です。 ○ このため、それぞれに期待される役割を次のとおりとします。 <p>（保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療提供者、関係機関・団体等と緊密な連携の下、本方針に沿って、地域保健医療の広域的・専門的・技術的な拠点として各種事業を推進します。 ○ 特に、5疾病・6事業及び在宅医療のほか、地域医療構想の実現に向けた取組を中心に本方針を推進します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>＜「地域推進方針」に沿った主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 医療提供者を始めとする関係者からなる「保健医療福祉圏域連携推進会議」、「地域医療構想調整会議」の運営 ◇ 地域推進方針（地域医療構想を含む。）の推進に向けた、医療連携体制の整備等に係る地域の医療情報の収集、整理、活用 ◇ 目標等について、定期的に検証するなど、その達成に向けた取組 ◇ 関係機関、団体と協力し、ICTを活用した地域医療ネットワークや遠隔医療システムの普及を促進 ◇ 住民、患者の医療機関への適正受診等についての普及啓発 ◇ その他の地域の実情に応じた取組ほか </div> <p>（保健医療福祉圏域連携推進会議）</p> <p>第二次医療圏ごとに、地域の医療提供者及び関係団体、市町村、介護・福祉関係者等で組織し、生活習慣病などの発症予防に関する取組、急性期から回復期・慢性期を経て在宅医療に至るまでの切れ目のない医療連携体制の構築や介護・福祉との連携等について協議を行うとともに、本方針の進捗状況の検証などを行います。</p> <p>（地域医療構想調整会議）</p> <p>地域の医療機関（病院長等）、医療関係団体（地区医師会等）、市町村（市町村長）等で組織し、「病床機能の分化及び連携の促進」など、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた協議を行うとともに、進捗状況等の検証などを行います。</p> <p>また、協議等の内容・結果については、保健医療福祉圏域連携推進会議と適宜共有を図ります。</p> <p>（医療提供者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関は、地域推進方針（地域医療構想を含む。）の推進を図るため、自らの医療機能や地域で果たすことができる役割を明確にし、他の医療機関との連携・役割分担を行うことなどにより、地域において適切な医療サービスを継続的に提供します。 ○ また、医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力します。 	<p>第5章 地域推進方針の進行管理等</p> <p>第1節 目標達成のための推進体制と関係者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この方針は、住民・患者の視点に立ち、道などの行政機関、医療提供者、関係団体及び道民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確保に向け、共に考え、共に行動するための基本的な指針として策定するものであり、本方針を着実に推進するために、各主体が本方針の基本理念の下、共通の目標達成のために連携して取り組むことが不可欠です。 ○ このため、それぞれに期待される役割を次のとおりとします。 <p>（保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療提供者、関係機関・団体等と緊密な連携の下、本方針に沿って、地域保健医療の広域的・専門的・技術的な拠点として各種事業を推進します。 ○ 特に、5疾病・5事業及び在宅医療のほか、地域医療構想の実現に向けた取組を中心に本方針を推進します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>＜「地域推進方針」に沿った主な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 医療提供者を始めとする関係者からなる「保健医療福祉圏域連携推進会議」、「地域医療構想調整会議」の運営 ◇ 地域推進方針（地域医療構想を含む。）の推進に向けた、医療連携体制の整備等に係る地域の医療情報の収集、整理、活用 ◇ 目標等について、定期的に検証するなど、その達成に向けた取組 ◇ 関係機関、団体と協力し、ICTを活用した地域医療ネットワークや遠隔医療システムの普及を促進 ◇ 住民、患者の医療機関への適正受診等についての普及啓発 ◇ その他の地域の実情に応じた取組ほか </div> <p>（保健医療福祉圏域連携推進会議）</p> <p>第二次医療圏ごとに、地域の医療提供者及び関係団体、市町村、介護・福祉関係者等で組織し、生活習慣病などの発症予防に関する取組、急性期から回復期・慢性期を経て在宅医療に至るまでの切れ目のない医療連携体制の構築や介護・福祉との連携等について協議を行うとともに、本方針の進捗状況の検証などを行います。</p> <p>（地域医療構想調整会議）</p> <p>地域の医療機関（病院長等）、医療関係団体（地区医師会等）、市町村（市町村長）等で組織し、「病床機能の分化及び連携の促進」など、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた協議を行うとともに、進捗状況等の検証などを行います。</p> <p>また、協議等の内容・結果については、保健医療福祉圏域連携推進会議と適宜共有を図ります。</p> <p>（医療提供者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関は、地域推進方針（地域医療構想を含む。）の推進を図るため、自らの医療機能や地域で果たすことができる役割を明確にし、他の医療機関との連携・役割分担を行うことなどにより、地域において適切な医療サービスを継続的に提供します。 ○ また、医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力します。 	<p>○北海道医療計画の改正に合わせ修正</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p>（関係団体） 旭川市医師会、上川郡中央医師会、旭川歯科医師会、旭川薬剤師会、北海道看護協会をはじめとする関係団体は、医療提供者、行政など関係者と継続的に適切な医療サービスを提供する体制の整備に努めるとともに、住民に対し必要な情報提供や適切な受診等についての普及啓発を行います。</p> <p>（道 民） 自らの健康の保持増進に努めるとともに、医療の利用者、費用負担者として、地域の医療体制を理解し、限りある医療資源を効率的に活用しながら、病状や状態に応じた適切な受診に努めます。</p> <p>第2節 地域推進方針の進行管理 本方針を効果的かつ着実に推進するためには、各施策等の進捗状況や数値目標の達成状況の評価を「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議」において毎年度行い、評価結果に基づき必要があると認めるときは、方針の見直し等について検討します。</p>	<p>（関係団体） 旭川市医師会、上川郡中央医師会、旭川歯科医師会、旭川薬剤師会、北海道看護協会をはじめとする関係団体は、医療提供者、行政など関係者と継続的に適切な医療サービスを提供する体制の整備に努めるとともに、住民に対し必要な情報提供や適切な受診等についての普及啓発を行います。</p> <p>（道 民） 自らの健康の保持増進に努めるとともに、医療の利用者、費用負担者として、地域の医療体制を理解し、限りある医療資源を効率的に活用しながら、病状や状態に応じた適切な受診に努めます。</p> <p>第2節 地域推進方針の進行管理 本方針を効果的かつ着実に推進するためには、各施策等の進捗状況や数値目標の達成状況の評価を「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議」において毎年度行い、評価結果に基づき必要があると認めるときは、方針の見直し等について検討します。</p>	

※ 現行「第6章 別表」は「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕中間見直し」（R3.9）との「新旧対照表」による

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p style="text-align: center;">第9章 資料編</p> <p>【参考指標】</p> <p>第1表 <u>人口・世帯・面積</u> … 137</p> <p>第2表 <u>年齢三区分別人口の推移</u> … 138</p> <p>第3表 <u>人口の推移</u> … 140</p> <p>第4表 <u>死亡数（性・年齢階級別）</u> … 141</p> <p>第5表 <u>死亡数（主な死因別）及び死亡率（人口10万対）</u> … 142</p> <p>第6表 <u>医療施設数・病床数（人口10万対）</u> … 143</p> <p>第7表 <u>保健医療施設数</u> … 144</p> <p>第8表 <u>保健医療従事者数（人口10万対）</u> … 145</p> <p>※ <u>第1表から第8表については、北海道上川総合振興局管内の各圏域である</u> <u>上川北部（名寄保健所）及び富良野（富良野保健所）と同じ項目を掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 資料編</p> <p>【参考指標】</p> <p>第1表 <u>人口、世帯、面積及び人口密度</u> … 124</p> <p>第2表 <u>国勢調査総人口の推移（昭和55年～平成27年）</u> … 124</p> <p>第3表 <u>国勢調査総人口の推移（平成17年～平成27年）</u> … 125</p> <p>第4表 <u>国政調査総人口（年齢3区分人口）</u> … 126</p> <p>第5表 <u>将来推計人口（性・年齢階級別）</u> … 127</p> <p>第6表 <u>将来推計人口指数・年齢3区分別割合</u> … 128</p> <p>第7表 <u>人口動態総覧</u> … 129</p> <p>第8表 <u>死亡数（死亡場所別）</u> … 130</p> <p>第9表 <u>死亡数（主な死因別）及び死亡率（人口10万対）</u> … 131</p> <p>第10表 <u>医療施設数・病床数（人口10万対）</u> … 134</p> <p>第11表 <u>保健医療従事者数（人口10万対）</u> … 135</p> <p>第12表 <u>保健所把握保健医療機関従事者数（人口10万対）</u> … 136</p> <p>第13表 <u>受療動向（外来）</u> … 137</p> <p>第14表 <u>受療動向（入院）</u> … 138</p>	<p>○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更</p>

第1表 人口・世帯・面積

市町村名	人口（総人口）					面積 (km ²)	人口 密度 (人/km ²)	世帯数（総世帯数）		
	令和2年 (人)			平成27年 (人)	平成27年 令和2年 比較 (人)			令和2年 (世帯)	平成27年 (世帯)	平成27年 令和2年 比較 (世帯)
	総数	男	女	総数						
旭川市	329,306	152,108	177,198	339,605	▲ 10,299	747.66	440.4	156,195	155,747	448
鷹栖町	6,567	3,105	3,462	7,018	▲ 451	139.42	47.1	2,658	2,717	▲ 59
東神楽町	10,127	4,702	5,425	10,233	▲ 106	68.50	147.8	3,840	3,657	183
当麻町	6,319	2,912	3,407	6,689	▲ 370	204.90	30.8	2,773	2,698	75
比布町	3,520	1,662	1,858	3,777	▲ 257	86.90	40.5	1,570	1,586	▲ 16
愛別町	2,605	1,215	1,390	2,976	▲ 371	250.13	10.4	1,189	1,305	▲ 116
上川町	3,500	1,708	1,792	4,044	▲ 544	1,049.47	3.3	1,913	2,102	▲ 189
東川町	8,314	3,877	4,437	8,111	203	247.30	33.6	3,405	3,148	257
美瑛町	9,668	4,495	5,173	10,292	▲ 624	676.78	14.3	4,213	4,288	▲ 75
幌加内町	1,370	681	689	1,525	▲ 155	767.04	1.8	667	690	▲ 23
上川中部	381,296	176,465	204,831	394,270	▲ 12,974	4,238.10	90.0	178,423	177,938	485
全道	5,224,614	2,465,088	2,759,526	5,381,733	▲ 157,119	83,422.23	62.6	2,476,846	2,444,810	32,036

出典等：1 総人口及び世帯数は、国勢調査（令和2年国勢調査結果統計表）による。
 2 面積は、国土交通省国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」による。
 3 面積に歯舞群島(94.84km²)、色丹島(250.57km²)、国後島(1,489.9km²)、択捉島(3,167.75km²)を含むが、人口密度は当該面積を除いて算出している。

第1表 人口、世帯、面積及び人口密度

	平成29年1月1日現在人口			世帯数 b	世帯人員 a/b	面積 (km ²) c	人口密度 a/c
	計 a	男	女				
全道	5,370,807	2,537,340	2,833,467	2,761,826	1.9	83,423.84	64.38
上川中部圏域	434,813	203,293	231,520	221,052	2.0	4,238.10	102.60
上川保健所	91,965	43,959	48,006	43,443	2.1	3,490.44	26.35
鷹栖町	7,127	3,374	3,753	3,093	2.3	139.42	51.12
東神楽町	10,403	4,913	5,490	4,294	2.4	68.50	151.87
当麻町	6,637	3,075	3,562	3,066	2.2	204.90	32.39
比布町	3,828	1,801	2,027	1,826	2.1	86.90	44.05
愛別町	2,963	1,388	1,575	1,437	2.1	250.13	11.85
上川町	3,789	1,792	1,997	2,101	1.8	1,049.47	3.61
東川町	8,188	3,796	4,392	3,755	2.2	247.30	33.11
美瑛町	10,335	4,840	5,495	4,768	2.2	676.78	15.27
幌加内町	1,576	778	798	821	1.9	767.04	2.05
旭川市	342,848	159,334	183,514	177,609	1.9	747.66	458.56

人口は平成29年1月1日現在の住民基本台帳、面積は国土地理院調（平成29年10月1日）
 面積と人口密度の全道計は色丹島、国後島、択捉島を加えて算定

第2表 国勢調査総人口の推移（昭和55年～平成27年）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全道	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733
上川中部圏域	422,435	429,416	419,374	420,029	418,620	413,468	403,246	394,270
上川保健所	69,816	65,785	60,303	59,461	59,084	58,464	56,151	54,665
鷹栖町	7,509	7,317	6,930	6,871	7,165	7,261	7,345	7,018
東神楽町	5,425	5,669	5,763	7,676	8,127	9,194	9,292	10,233
当麻町	9,619	9,044	8,383	7,893	7,643	7,473	7,087	6,689
比布町	5,806	5,457	5,004	4,683	4,576	4,340	4,042	3,777
愛別町	5,815	5,363	4,735	4,322	4,065	3,739	3,328	2,976
上川町	9,302	8,018	6,668	6,285	5,718	5,176	4,532	4,044
東川町	7,774	7,760	7,418	7,211	7,671	7,701	7,859	8,111
美瑛町	14,826	13,975	12,769	12,106	11,902	11,628	10,956	10,292
幌加内町	3,740	3,182	2,633	2,414	2,217	1,952	1,710	1,525
旭川市	352,619	363,631	359,071	360,568	359,536	355,004	347,095	339,605

国勢調査による

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

○総人口の推移は4表に変更

改正案（令和6年度～令和11年度）

第2表 年齢三区分別人口の推移

旭川市	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	78,570	55,253	44,177	40,260	37,173	34,691	31,152	26,747	23,870	22,574	21,462	19,910
15～64歳	252,316	251,929	228,860	213,269	191,423	178,060	170,238	160,972	149,872	134,010	120,367	109,622
65歳以上	32,683	53,211	78,781	91,937	106,444	112,411	112,016	111,142	110,021	111,407	110,113	106,583
年齢不詳	62	175	3,186	1,629	4,565	4,144	=	=	=	=	=	=
総人口	363,631	360,568	355,004	347,095	339,605	329,306	313,406	298,861	283,763	267,991	251,942	236,115
65歳以上人口割合	9.0%	14.8%	22.2%	26.5%	31.3%	34.1%	35.7%	37.2%	38.8%	41.6%	43.7%	45.1%

鷹栖町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,515	978	1,037	1,159	1,040	804	650	570	482	446	407	360
15～64歳	4,771	4,484	4,402	4,214	3,852	3,491	3,206	2,885	2,624	2,248	1,920	1,754
65歳以上	1,031	1,409	1,822	1,972	2,126	2,272	2,250	2,194	2,126	2,132	2,110	1,918
年齢不詳	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
総人口	7,317	6,871	7,261	7,345	7,018	6,567	6,106	5,649	5,232	4,826	4,437	4,032
65歳以上人口割合	14.1%	20.5%	25.1%	26.8%	30.3%	34.6%	36.8%	38.8%	40.6%	44.2%	47.6%	47.6%

東神楽町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,184	1,509	1,717	1,583	1,609	1,545	1,416	1,259	1,133	1,066	1,018	959
15～64歳	3,701	5,010	5,678	5,618	6,007	5,638	5,463	5,202	4,830	4,352	3,974	3,628
65歳以上	784	1,155	1,799	2,091	2,617	2,929	3,117	3,289	3,490	3,706	3,743	3,702
年齢不詳	=	2	=	=	=	15	=	=	=	=	=	=
総人口	5,669	7,676	9,194	9,292	10,233	10,127	9,996	9,750	9,453	9,124	8,735	8,289
65歳以上人口割合	13.8%	15.0%	19.6%	22.5%	25.6%	28.9%	31.2%	33.7%	36.9%	40.6%	42.9%	44.7%

当麻町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,607	1,030	893	809	721	649	580	499	431	386	349	314
15～64歳	6,040	4,999	4,215	3,773	3,309	3,011	2,724	2,447	2,193	1,896	1,640	1,422
65歳以上	1,397	1,864	2,365	2,505	2,659	2,659	2,501	2,357	2,198	2,088	1,942	1,789
年齢不詳	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
総人口	9,044	7,893	7,473	7,087	6,689	6,319	5,805	5,303	4,822	4,370	3,931	3,525
65歳以上人口割合	15.4%	23.6%	31.6%	35.3%	39.8%	42.1%	43.1%	44.4%	45.6%	47.8%	49.4%	50.8%

比布町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	987	600	455	402	358	353	320	277	237	207	190	171
15～64歳	3,689	2,962	2,474	2,162	1,896	1,706	1,532	1,395	1,260	1,083	956	821
65歳以上	781	1,121	1,411	1,478	1,523	1,461	1,396	1,294	1,193	1,138	1,052	984
年齢不詳	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
総人口	5,457	4,683	4,340	4,042	3,777	3,520	3,248	2,966	2,690	2,428	2,198	1,976
65歳以上人口割合	14.3%	23.9%	32.5%	36.6%	40.3%	41.5%	43.0%	43.6%	44.3%	46.9%	47.9%	49.8%

愛別町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	982	559	404	342	275	221	165	121	101	88	72	57
15～64歳	3,569	2,712	2,081	1,731	1,443	1,178	1,000	879	735	594	478	403
65歳以上	812	1,051	1,254	1,255	1,258	1,206	1,088	947	831	737	647	550
年齢不詳	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
総人口	5,363	4,322	3,739	3,328	2,976	2,605	2,253	1,947	1,667	1,419	1,197	1,010
65歳以上人口割合	15.1%	24.3%	33.5%	37.7%	42.3%	46.3%	48.3%	48.6%	49.9%	51.9%	54.1%	54.5%

現行計画（平成30年度～平成35年度）

第3表 国勢調査総人口の推移（平成17年～平成27年）

—	平成17年国勢調査総人口	平成22年 国勢調査総人口				
	人口 a	人口 b	増減 c (b-a)	率% c/a	世帯数 d	世帯人員 e
全国	127,767,994	128,057,352	289,358	0.23	53,783,435	2.4
全道	5,627,737	5,506,419	△121,318	△2.16	2,670,572	2.1
上川中部圏域	413,468	403,246	△10,222	△2.47	176,496	2.3
上川保健所	58,464	56,151	△2,313	△3.96	22,103	2.5
鷹栖町	7,261	7,345	84	1.16	2,732	2.7
東神楽町	9,194	9,292	98	1.07	3,290	2.8
当麻町	7,473	7,087	△386	△5.17	2,743	2.6
比布町	4,340	4,042	△298	△6.87	1,639	2.5
愛別町	3,739	3,328	△411	△10.99	1,332	2.5
上川町	5,176	4,532	△644	△12.44	2,303	2.0
東川町	7,701	7,859	158	2.05	2,983	2.6
美瑛町	11,628	10,956	△672	△5.78	4,301	2.5
幌加内町	1,952	1,710	△242	△12.40	780	2.2
旭川市	355,004	347,095	△7,909	△2.23	154,393	2.2

—	平成22年国勢調査総人口	平成27年 国勢調査総人口				
	人口 b	人口 f	増減 g (f-b)	率% g/b	世帯数 h	世帯人員 i
全国	128,057,352	127,094,745	△962,607	△0.75	53,448,685	2.4
全道	5,506,419	5,381,733	△124,686	△2.26	2,444,810	2.2
上川中部圏域	403,246	394,270	△8,976	△2.23	177,938	2.2
上川保健所	56,151	54,665	△1,486	△2.65	22,191	2.5
鷹栖町	7,345	7,018	△327	△4.45	2,717	2.6
東神楽町	9,292	10,233	941	10.13	3,657	2.8
当麻町	7,087	6,689	△398	△5.62	2,698	2.5
比布町	4,042	3,777	△265	△6.56	1,586	2.4
愛別町	3,328	2,976	△352	△10.58	1,305	2.3
上川町	4,532	4,044	△488	△10.77	2,102	1.9
東川町	7,859	8,111	252	3.21	3,148	2.6
美瑛町	10,956	10,292	△664	△6.06	4,288	2.4
幌加内町	1,710	1,525	△185	△10.82	690	2.2
旭川市	347,095	339,605	△7,490	△2.16	155,747	2.2

国勢調査による

見直しの考え方

- 上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更
- 総人口の推移は4表に変更

改正案（令和6年度～令和11年度）

上川町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,321	696	496	444	357	263	217	177	142	119	100	80
15～64歳	5,772	4,346	3,045	2,496	2,082	1,687	1,457	1,261	1,085	912	753	632
65歳以上	925	1,243	1,633	1,592	1,605	1,550	1,356	1,162	990	849	736	626
年齢不詳	=	=	2	=	=	=	=	=	=	=	=	=
総人口	8,018	6,285	5,176	4,532	4,044	3,500	3,030	2,600	2,217	1,880	1,589	1,338
65歳以上 人口割合	11.5%	19.8%	31.5%	35.1%	39.7%	44.3%	44.8%	44.7%	44.7%	45.2%	46.3%	46.8%

東川町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	1,413	967	1,032	1,070	1,057	1,085	1,045	970	896	863	839	802
15～64歳	5,185	4,718	4,709	4,592	4,450	4,469	4,465	4,398	4,234	3,904	3,627	3,445
65歳以上	1,162	1,526	1,960	2,197	2,603	2,759	2,703	2,691	2,719	2,840	2,873	2,841
年齢不詳	=	=	=	=	1	1	=	=	=	=	=	=
総人口	7,760	7,211	7,701	7,859	8,111	8,314	8,213	8,059	7,849	7,607	7,339	7,088
65歳以上 人口割合	15.0%	21.2%	25.5%	28.0%	32.1%	33.2%	32.9%	33.4%	34.6%	37.3%	39.1%	40.1%

美瑛町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	2,677	1,633	1,381	1,265	1,116	927	774	615	564	528	491	434
15～64歳	9,418	7,822	6,694	6,025	5,437	4,992	4,616	4,215	3,743	3,236	2,861	2,551
65歳以上	1,880	2,651	3,553	3,666	3,735	3,749	3,503	3,330	3,169	3,087	2,906	2,696
年齢不詳	=	=	=	=	4	=	=	=	=	=	=	=
総人口	13,975	12,106	11,628	10,956	10,292	9,668	8,893	8,160	7,476	6,851	6,258	5,681
65歳以上 人口割合	13.5%	21.9%	30.6%	33.5%	36.3%	38.8%	39.4%	40.8%	42.4%	45.1%	46.4%	47.5%

幌加内町	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	535	300	195	193	154	120	87	74	62	57	51	43
15～64歳	2,126	1,516	1,118	897	774	691	619	540	465	380	318	260
65歳以上	521	598	638	620	597	559	472	408	365	348	316	293
年齢不詳	=	=	1	=	=	=	=	=	=	=	=	=
総人口	3,182	2,414	1,952	1,710	1,525	1,370	1,178	1,022	892	785	685	596
65歳以上 人口割合	16.4%	24.8%	32.7%	36.3%	39.1%	40.8%	40.1%	39.9%	40.9%	44.3%	46.1%	49.2%

上川中部	1985年 昭和60年	1995年 平成7年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年	2050年 令和32年
15歳未満	90,791	63,525	51,787	47,527	43,860	40,658	36,406	31,309	27,918	26,334	24,979	23,130
15～64歳	296,587	290,498	263,276	244,777	220,673	204,923	195,320	184,194	171,041	152,615	136,894	124,538
65歳以上	41,976	65,829	95,216	109,313	125,167	131,555	130,402	128,814	127,102	128,332	126,438	121,982
年齢不詳	62	177	3,189	1,629	4,570	4,160	=	=	=	=	=	=
総人口	429,416	420,029	413,468	403,246	394,270	381,296	362,128	344,317	326,061	307,281	288,311	269,650
65歳以上 人口割合	9.8%	15.7%	23.0%	27.1%	31.7%	34.5%	36.0%	37.4%	39.0%	41.8%	43.9%	45.2%

出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

現行計画（平成30年度～平成35年度）

第4表
国勢調査総人口（年齢3区分人口）

市区町村	平成27年						
	人口（人）				構成比（%）		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
全道	5,381,733	608,296	3,190,804	1,558,387	11.3	59.3	29.0
上川中部圏域	394,270	43,860	220,673	125,167	11.1	56.0	31.7
上川保健所	54,665	6,687	29,250	18,723	12.2	53.5	34.3
鷹栖町	7,018	1,040	3,852	2,126	14.8	54.9	30.3
東神楽町	10,233	1,609	6,007	2,617	15.7	58.7	25.6
当麻町	6,689	721	3,309	2,659	10.8	49.5	39.8
比布町	3,777	358	1,896	1,523	9.5	50.2	40.3
愛別町	2,976	275	1,443	1,258	9.2	48.5	42.3
上川町	4,044	357	2,082	1,605	8.8	51.5	39.7
東川町	8,111	1,057	4,450	2,603	13.0	54.9	32.1
美瑛町	10,292	1,116	5,437	3,735	10.8	52.8	36.3
幌加内町	1,525	154	774	597	10.1	50.8	39.1
旭川市	339,605	37,173	191,423	106,444	10.9	56.4	31.3

市区町村	平成22年						
	人口（組替）（人）				構成比（%）		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
全道	5,506,419	657,312	3,482,169	1,358,068	12.0	63.3	24.7
上川中部圏域	403,246	47,527	244,777	109,313	11.8	60.7	27.1
上川保健所	56,151	7,267	31,508	17,376	12.9	56.1	30.9
鷹栖町	7,345	1,159	4,214	1,972	15.8	57.4	26.8
東神楽町	9,292	1,583	5,618	2,091	17.0	60.5	22.5
当麻町	7,087	809	3,773	2,505	11.4	53.2	35.3
比布町	4,042	402	2,162	1,478	9.9	53.5	36.6
愛別町	3,328	342	1,731	1,255	10.3	52.0	37.7
上川町	4,532	444	2,496	1,592	9.8	55.1	35.1
東川町	7,859	1,070	4,592	2,197	13.6	58.4	28.0
美瑛町	10,956	1,265	6,025	3,666	11.5	55.0	33.5
幌加内町	1,710	193	897	620	11.3	52.5	36.3
旭川市	347,095	40,260	213,269	91,937	11.7	61.7	26.6

市区町村	平成22年から27年の人口増減				平成22年から27年の増減率			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
	全道	△124,686	△49,016	△291,365	200,319	△2.3	△7.5	△8.4
上川中部圏域	△8,976	△3,667	△24,104	15,854	△2.2	△7.7	△9.8	14.5
上川保健所	△1,486	△580	△2,258	1,347	△2.6	△8.0	△7.2	7.8
鷹栖町	△327	△119	△362	154	△4.5	△10.3	△8.6	7.8
東神楽町	941	26	389	526	10.1	1.6	6.9	25.2
当麻町	△398	△88	△464	154	△5.6	△10.9	△12.3	6.1
比布町	△265	△44	△266	45	△6.6	△10.9	△12.3	3.0
愛別町	△352	△67	△288	3	△10.6	△19.6	△16.6	0.2
上川町	△488	△87	△414	13	△10.8	△19.6	△16.6	0.8
東川町	252	△13	△142	406	3.2	△1.2	△3.1	18.5
美瑛町	△664	△149	△588	69	△6.1	△11.8	△9.8	1.9
幌加内町	△185	△39	△123	△23	△10.8	△20.2	△13.7	△3.7
旭川市	△7,490	△3,087	△21,846	14,507	△2.2	△7.7	△10.2	15.8

国勢調査による

見直しの考え方

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

○年齢3区分人口は2表に変更

第3表 人口の推移

総人口の推移

	昭和60年 (1985年)	平成7年 (1995年)	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
旭川市	363,631	360,568	355,004	339,605	329,306	313,406	298,861	283,763	267,991	251,942	236,115
鷹栖町	7,317	6,871	7,261	7,018	6,567	6,106	5,649	5,232	4,826	4,437	4,032
東神楽町	5,669	7,676	9,194	10,233	10,127	9,996	9,750	9,453	9,124	8,735	8,289
当麻町	9,044	7,893	7,473	6,689	6,319	5,805	5,303	4,822	4,370	3,931	3,525
比布町	5,457	4,683	4,340	3,777	3,520	3,248	2,966	2,690	2,428	2,198	1,976
愛別町	5,363	4,322	3,739	2,976	2,605	2,253	1,947	1,667	1,419	1,197	1,010
上川町	8,018	6,285	5,176	4,044	3,500	3,030	2,600	2,217	1,880	1,589	1,338
東川町	7,760	7,211	7,701	8,111	8,314	8,213	8,059	7,849	7,607	7,339	7,088
美瑛町	13,975	12,106	11,628	10,292	9,668	8,893	8,160	7,476	6,851	6,258	5,681
幌加内町	3,182	2,414	1,952	1,525	1,370	1,178	1,022	892	785	685	596
上川中部	429,416	420,029	413,468	394,270	381,296	362,128	344,317	326,061	307,281	288,311	269,650

75歳以上人口の推移

	昭和60年 (1985年)	平成7年 (1995年)	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
旭川市	11,111	19,725	35,157	51,691	58,686	66,699	70,771	69,432	67,133	65,435	67,520
鷹栖町	381	616	850	1,064	1,182	1,314	1,362	1,328	1,273	1,225	1,247
東神楽町	274	513	814	1,375	1,557	1,794	1,989	2,099	2,192	2,279	2,406
当麻町	539	753	1,163	1,495	1,532	1,598	1,542	1,436	1,350	1,242	1,184
比布町	276	423	672	868	848	864	836	788	718	659	645
愛別町	271	448	617	701	703	701	656	582	485	420	377
上川町	333	438	665	909	880	869	816	690	570	477	413
東川町	433	674	976	1,337	1,490	1,731	1,821	1,743	1,694	1,681	1,800
美瑛町	694	1,030	1,710	2,111	2,133	2,176	2,127	1,951	1,862	1,786	1,772
幌加内町	197	263	316	331	344	314	268	228	200	180	180
上川中部	14,509	24,883	42,940	61,882	69,355	78,060	82,188	80,277	77,477	75,384	77,544

出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

第5表 将来推計人口（性別）

		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
旭川市	総数	339,605	329,655	316,837	301,879	285,138	266,997	248,360
	男性	156,402	151,440	145,196	138,131	130,448	122,327	114,308
—	女性	183,203	178,215	171,641	163,748	154,690	144,670	134,052
	総数	7,018	6,758	6,393	6,018	5,663	5,288	4,906
鷹栖町	男性	3,309	3,173	3,001	2,827	2,668	2,494	2,322
	女性	3,709	3,585	3,392	3,191	2,995	2,794	2,584
東神楽町	総数	10,233	10,390	10,399	10,307	10,123	9,804	9,379
	男性	4,772	4,830	4,821	4,761	4,659	4,501	4,304
—	女性	5,461	5,560	5,578	5,546	5,464	5,303	5,075
	総数	6,689	6,224	5,730	5,230	4,742	4,247	3,774
当麻町	男性	3,076	2,849	2,614	2,388	2,161	1,931	1,716
	女性	3,613	3,375	3,116	2,842	2,581	2,316	2,058
比布町	総数	3,777	3,429	3,078	2,743	2,418	2,116	1,835
	男性	1,787	1,630	1,473	1,327	1,184	1,048	921
—	女性	1,990	1,799	1,605	1,416	1,234	1,068	914
	総数	2,976	2,631	2,311	2,008	1,730	1,477	1,256
愛別町	男性	1,393	1,232	1,084	941	807	691	588
	女性	1,583	1,399	1,227	1,067	923	786	668
上川町	総数	4,044	3,521	3,008	2,537	2,140	1,787	1,485
	男性	1,936	1,686	1,446	1,229	1,049	887	747
—	女性	2,108	1,835	1,562	1,308	1,091	900	738
	総数	8,111	7,988	7,805	7,558	7,268	6,911	6,537
東川町	男性	3,719	3,648	3,545	3,411	3,266	3,097	2,926
	女性	4,392	4,340	4,260	4,147	4,002	3,814	3,611
美瑛町	総数	10,292	9,580	8,844	8,123	7,441	6,779	6,146
	男性	4,826	4,471	4,121	3,790	3,473	3,173	2,888
—	女性	5,466	5,109	4,723	4,333	3,968	3,606	3,258
	総数	1,525	1,316	1,127	961	822	695	582
幌加内町	男性	754	650	563	483	416	358	303
	女性	771	666	564	478	406	337	279

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成30年3月推計）

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

改正案（令和6年度～令和11年度）

現行計画（平成30年度～平成35年度）

見直しの考え方

第5表 死亡数（主な死因別）及び死亡率（人口10万対）

令和3年

Table with 15 columns for death counts and rates across various categories like cancer, heart disease, and accidents. Rows include旭川市, 鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町, 幌加内町, 上川中部, and 全道.

Table with 15 columns for specific causes of death such as pneumonia, liver disease, kidney failure, old age, and traffic accidents. Rows include旭川市, 鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町, 幌加内町, 上川中部, and 全道.

出典等：1 令和3年度（2021年度）地域保健情報年報
2 「率」は平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口を用いて算出。

第7表 人口動態総覧

Table with 9 columns showing birth and death statistics for the region. Rows include 全国, 全道, 上川中部圏域, 上川保健所, 鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町, 幌加内町, and 旭川市.

Table with 6 columns focusing on infant mortality (乳児死亡), newborn mortality (新生児死亡), and perinatal mortality (周産期死亡). Rows include 全国, 全道, 上川中部圏域, 上川保健所, 鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町, 幌加内町, and 旭川市.

Table with 8 columns covering natural and artificial deaths (自然死産, 人工死産), marriages (婚姻), and divorces (離婚). Rows include 全国, 全道, 上川中部圏域, 上川保健所, 鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町, 幌加内町, and 旭川市.

平成28年度版道北地域保健情報年報（平成27年実績）

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更
○死亡数は表4及び表5に変更
○圏域内出生数は第1章第4節

第6表 医療施設数・病床数（人口10万対）

令和3年10月1日現在

	病 院													
	施設数		病 床 数											
			計		一般病床		療養病床		精神病床		結核病床		感染症病床	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
旭川市	36	10.9	6,934	2,092.4	4,361	1,315.9	1,611	486.1	936	282.4	20	6.0	6	1.8
鷹栖町	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
東神楽町	1	9.8	120	1,181.8	=	=	=	=	120	1,181.8	=	=	=	=
当麻町	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
比布町	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
愛別町	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
上川町	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
東川町	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
美瑛町	1	10.2	98	1,002.6	56	572.9	42	429.7	=	=	=	=	=	=
幌加内町	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
上川中部	38	9.9	7,152	1,862.6	4,417	1,150.3	1,653	430.5	1,056	275.0	20	5.2	6	1.6
全 道	539	10.3	91,114	1,742.6	52,086	996.1	19,279	368.7	19,509	373.1	146	2.8	94	1.8

	診 療 所							
	一 般						歯 科	
	施設数		一般病床数		療養病床数			
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
旭川市	227	68.5	403	121.6	45	13.6	170	51.3
鷹栖町	2	29.5	3	44.3	=	=	2	29.5
東神楽町	3	29.5	=	=	=	=	4	39.4
当麻町	4	62.8	=	=	=	=	2	31.4
比布町	4	110.6	19	525.4	=	=	1	27.7
愛別町	2	74.6	=	=	=	=	1	37.3
上川町	3	88.3	19	559.2	=	=	2	58.9
東川町	3	35.6	19	225.2	=	=	2	23.7
美瑛町	3	30.7	=	=	=	=	4	40.9
幌加内町	5	360.8	=	=	=	=	1	72.2
上川中部	256	66.7	463	120.6	45	11.7	189	49.2
全 道	3,400	65.0	5,210	99.6	319	6.1	2,818	53.9

出典：地域保健情報年報

第8表 死亡数（死亡場所別）

平成28年度版道北地域保健情報年報（平成27年実績）

			平成28年度版道北地域保健情報年報（平成27年実績）								
			総数	病 院	診療所	介護老人保健施設	老人ホーム	自 宅	その他		
			悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
全国	総数	総数	1,290,444	962,597	25,482	29,127	81,680	163,973	27,585		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	370,346	311,904	6,224	2,564	8,300	38,514	2,840	
		心疾患	196,113	129,660	3,808	4,511	10,231	44,343	3,560		
	男	総数	666,707	516,266	11,564	8,921	22,150	91,340	16,466		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	219,508	187,241	3,491	1,102	3,414	22,907	1,353	
		心疾患	92,142	59,486	1,402	1,285	2,686	25,175	2,108		
	女	総数	623,737	446,331	13,918	20,206	59,530	72,633	11,119		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	150,838	124,663	2,733	1,462	4,886	15,607	1,487	
		心疾患	103,971	70,174	2,406	3,226	7,545	19,168	1,452		
	全道	総数	総数	60,667	49,918	1,443	884	1,684	5,547	1,191	
			(再掲)3大死因	悪性新生物	19,098	17,325	435	60	152	1,028	98
			心疾患	9,156	6,750	254	185	234	1,615	118	
男		総数	31,391	26,273	700	254	426	3,012	726		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	11,072	10,114	261	25	61	568	43	
		心疾患	4,206	3,015	105	62	55	899	70		
女		総数	29,276	23,645	743	630	1,258	2,535	465		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	8,026	7,211	174	35	91	460	55	
		心疾患	4,950	3,735	149	123	179	716	48		
上川中部圏域		総数	総数	4,712	3,584	262	101	182	493	90	
			(再掲)3大死因	悪性新生物	1,433	1,267	54	6	18	82	6
			心疾患	781	488	54	13	32	183	11	
	男	総数	2,503	1,995	113	21	59	249	66		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	857	773	30	1	6	42	5	
		心疾患	376	229	20	5	9	104	9		
	女	総数	2,209	1,589	149	80	123	244	24		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	576	494	24	5	12	40	1	
		心疾患	405	259	34	8	23	79	2		
	上川保健所	総数	総数	702	501	74	28	25	57	17	
			(再掲)3大死因	悪性新生物	189	162	18	2	2	5	-
			心疾患	101	54	14	2	2	25	4	
男		総数	377	279	39	5	9	31	14		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	123	106	12	-	1	4	-	
		心疾患	53	24	6	1	2	16	4		
女		総数	325	222	35	23	16	26	3		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	66	56	6	2	1	1	-	
		心疾患	48	30	8	1	-	9	-		
旭川市保健所		総数	総数	4,010	3,083	188	73	157	436	73	
			(再掲)3大死因	悪性新生物	1,244	1,105	36	4	16	77	6
			心疾患	680	434	40	11	30	158	7	
	男	総数	2,126	1,716	74	16	50	218	52		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	734	667	18	1	5	38	5	
		心疾患	323	205	14	4	7	88	5		
	女	総数	1,884	1,367	114	57	107	218	21		
		(再掲)3大死因	悪性新生物	510	438	18	3	11	39	1	
		心疾患	357	229	26	7	23	70	2		

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

第7表 保健医療施設数

令和3年10月1日現在

	病 院							診療所（歯科診療所を除く）							救急 告示 医療 施設		
	計	国	公 的 医療機関		医療 法人	その 他の 法人	個 人	そ の 他	計	国	公 的 医療機関		医療 法人	その 他の 法人		個 人	そ の 他
			道 市 町 村	そ の 他							道 市 町 村	そ の 他					
旭川市	36	2	2	2	29	1	0	0	227	3	2	2	149	24	44	3	19
鷹栖町	=	=	=	=	=	=	=	=	2	=	=	=	1	1	=	=	=
東神楽町	1	=	=	=	1	=	=	=	3	=	2	=	=	=	1	=	=
当麻町	=	=	=	=	=	=	=	=	4	=	2	=	1	1	=	=	=
比布町	=	=	=	=	=	=	=	=	4	=	2	=	1	1	=	=	=
愛別町	=	=	=	=	=	=	=	=	2	=	1	=	=	1	=	=	=
上川町	=	=	=	=	=	=	=	=	3	=	2	=	=	1	=	=	1
東川町	=	=	=	=	=	=	=	=	3	=	2	=	=	1	=	=	=
美瑛町	1	=	1	=	=	=	=	=	3	=	1	=	1	1	=	=	1
幌加内町	=	=	=	=	=	=	=	=	5	=	4	=	=	1	=	=	=
上川中部	38	=	3	1	2	=	=	=	256	3	18	=	153	32	45	=	21
全 道	539	10	84	27	376	31	6	5	3,366	51	244	20	1,766	469	785	31	252

	歯 科 診 療 所	歯 科 技 工 所	助 産 所	施 術 所	同 様 の 機 能 を 持 つ セ ン タ ー	衛 生 検 査 所
旭川市	170	157	2	346	0	2
鷹栖町	2	2	=	5	=	=
東神楽町	4	2	=	2	=	=
当麻町	2	2	=	3	1	=
比布町	1	1	=	2	=	=
愛別町	1	=	=	2	1	=
上川町	2	=	=	5	1	=
東川町	2	1	=	5	1	=
美瑛町	4	4	2	4	1	=
幌加内町	1	=	=	=	1	=
上川中部	189	169	4	374	6	2
全 道	2,814	1,193	78	4,749	99	56

出典等：1 地域保健情報年報
2 全道の数のうち、歯科技工所・施術所・市町村保健センター（類似施設欄含む）各欄は、札幌市を除く。

第9表 死亡数（主な死因別）及び死亡率（人口10万対）

		死亡総数		01200 結 核		02100 悪性新生物		04100 糖尿病		09100 高血圧性疾患	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
全国	総数	1,290,444	1,029.7	1,956	1.6	370,346	295.5	13,327	10.6	6,726	5.4
	男	666,707	1,092.6	1,169	1.9	219,508	359.7	7,125	11.7	2,605	4.3
	女	623,737	970.1	787	1.2	150,838	234.6	6,202	9.6	4,121	6.4
全道	総数	60,667	1,102.8	47	0.9	19,098	347.2	698	12.7	262	4.8
	男	31,391	1,203.6	33	1.3	11,072	424.5	340	13.0	97	3.7
	女	29,276	1,012.0	14	0.5	8,026	277.4	358	12.4	165	5.7
上川中部圏域	総数	4,712	1,153.3	3	0.7	1,433	350.7	35	8.6	15	3.7
	男	2,503	1,310.6	2	1.0	857	448.7	17	8.9	4	2.1
	女	2,209	1,015.2	1	0.5	576	264.7	18	8.3	11	5.1
上川保健所	総数	702	1,242.6	-	-	189	334.5	4	7.1	4	7.1
	男	377	1,409.0	-	-	123	459.7	1	3.7	1	3.7
	女	325	1,092.8	-	-	66	221.9	3	10.1	3	10.1
鷹栖町	総数	81	1,122.2	-	-	16	221.7	-	-	-	-
	男	44	1,292.6	-	-	10	293.8	-	-	-	-
	女	37	970.1	-	-	6	157.3	-	-	-	-
東神楽町	総数	90	871.2	-	-	33	319.4	-	-	-	-
	男	44	899.2	-	-	21	429.2	-	-	-	-
	女	46	845.9	-	-	12	220.7	-	-	-	-
当麻町	総数	101	1,485.1	-	-	21	308.8	-	-	-	-
	男	49	1,557.5	-	-	14	445.0	-	-	-	-
	女	52	1,422.7	-	-	7	191.5	-	-	-	-
比布町	総数	46	1,184.3	-	-	18	463.4	-	-	-	-
	男	26	1,421.5	-	-	13	710.8	-	-	-	-
	女	20	973.2	-	-	5	243.3	-	-	-	-
愛別町	総数	55	1,797.4	-	-	13	424.8	2	65.4	2	65.4
	男	35	2,430.6	-	-	8	555.6	1	69.4	-	-
	女	20	1,234.6	-	-	5	308.6	1	61.7	2	123.5
上川町	総数	59	1,500.9	-	-	15	381.6	-	-	-	-
	男	27	1,465.0	-	-	8	434.1	-	-	-	-
	女	32	1,532.6	-	-	7	335.2	-	-	-	-
東川町	総数	85	1,052.0	-	-	12	148.5	1	12.4	-	-
	男	40	1,067.0	-	-	6	160.0	-	-	-	-
	女	45	1,039.0	-	-	6	138.5	1	23.1	-	-
美瑛町	総数	160	1,525.0	-	-	54	514.7	1	9.5	2	19.1
	男	90	1,826.3	-	-	38	771.1	-	-	1	20.3
	女	70	1,258.1	-	-	16	287.6	1	18.0	1	18.0
幌加内町	総数	25	1,591.3	-	-	7	445.6	-	-	-	-
	男	22	2,809.7	-	-	5	638.6	-	-	-	-
	女	3	380.7	-	-	2	253.8	-	-	-	-
旭川市	総数	4,010	1,160.4	3	0.9	1,244	360.0	31	9.0	11	3.2
	男	2,126	1,323.7	2	1.2	734	457.0	16	10.0	3	1.9
	女	1,884	1,018.6	1	0.5	510	275.7	15	8.1	8	4.3

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更
○死亡数（主な死因別）は表5に変更

第8表 保健医療従事者数（人口10万対）

令和3年末現在

	医師		歯科医師		薬剤師		保健師		助産師	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
旭川市	1,364	411.6	246	74.2	876	264.3	187	56.4	156	47.1
鷹栖町	1	14.8	2	29.5	3	44.3	9	132.9	1	14.8
東神楽町	10	98.5	6	59.1	4	39.4	11	108.3	1	9.8
当麻町	3	47.1	3	47.1	6	94.2	6	94.2	0	0.0
比布町	1	27.7	2	55.3	3	83.0	5	138.3	0	0.0
愛別町	1	37.3	1	37.3	1	37.3	5	186.5	0	0.0
上川町	3	88.3	3	88.3	6	176.6	5	147.1	0	0.0
東川町	3	35.6	3	35.6	7	83.0	9	106.7	0	0.0
美瑛町	8	81.8	5	51.2	14	143.2	19	194.4	0	0.0
幌加内町	2	144.3	1	72.2	1	72.2	5	360.8	0	0.0
上川中部	1,396	360.6	272	70.3	921	237.9	261	67.4	158	40.8
全道	13,731	260.7	4,418	83.9	11,802	224.0	3,071	58.3	1,620	30.8

	看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
旭川市	5,365	1,618.9	1,407	424.6	523	157.8	197	59.4
鷹栖町	14	206.8	3	44.3	3	44.3	3	44.3
東神楽町	62	610.6	37	364.4	8	78.8	3	29.5
当麻町	25	392.3	14	219.7	3	47.1	0	0.0
比布町	6	165.9	12	331.9	1	27.7	3	83.0
愛別町	3	111.9	8	298.4	1	37	0	0.0
上川町	22	647.4	5	147.1	3	88.3	0	0.0
東川町	34	403.0	16	189.6	12	142.2	1	11.9
美瑛町	69	705.9	18	184.1	8	82	2	20.5
幌加内町	8	577.2	5	360.8	1	72	0	0.0
上川中部	5,608	1,448.4	1,525	393.9	563	145.4	209	54.0
全道	66,859	1,269.2	14,913	283.1	6,435	122.2	1,933	36.7

出典：地域保健情報年報

		09200 心疾患※		09300 脳血管疾患		10200 肺炎		11300 肝疾患		14200 腎不全	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
全国	総数	196,113	156.5	120,953	96.5	15,659	12.5	24,560	19.6	111,973	89.4
	男	92,142	151.0	65,609	107.5	10,016	16.4	11,908	19.5	53,576	87.8
	女	103,971	161.7	55,344	86.1	5,643	8.8	12,652	19.7	58,397	90.8
全道	総数	9,156	166.4	5,641	102.5	666	12.1	1,516	27.6	4,875	88.6
	男	4,206	161.3	3,167	121.4	393	15.1	748	28.7	2,270	87.0
	女	4,950	171.1	2,474	85.5	273	9.4	768	26.5	2,605	90.0
上川中部圏域	総数	781	191.2	433	106.0	46	11.3	121	29.6	388	95.0
	男	376	196.9	245	128.3	26	13.6	54	28.3	194	101.6
	女	405	186.1	188	86.4	20	9.2	67	30.8	194	89.2
上川保健所	総数	101	178.8	86	152.2	4	7.1	19	33.6	64	113.3
	男	53	198.1	40	149.5	1	3.7	8	29.9	32	119.6
	女	48	161.4	46	154.7	3	10.1	11	37.0	32	107.6
鷹栖町	総数	13	180.1	9	124.7	1	13.9	4	55.4	10	138.5
	男	7	205.6	3	88.1	-	-	3	88.1	7	205.6
	女	6	157.3	6	157.3	1	26.2	1	26.2	3	78.7
東神楽町	総数	9	87.1	5	48.4	-	-	4	38.7	8	77.4
	男	4	81.7	1	20.4	-	-	1	20.4	3	61.3
	女	5	91.9	4	73.6	-	-	3	55.2	5	91.9
当麻町	総数	16	235.3	14	205.9	-	-	3	44.1	12	176.4
	男	8	254.3	8	254.3	-	-	1	31.8	4	127.1
	女	8	218.9	6	164.2	-	-	2	54.7	8	218.9
比布町	総数	7	180.2	7	180.2	1	25.7	3	77.2	3	77.2
	男	4	218.7	2	109.3	-	-	1	54.7	2	109.3
	女	3	146.0	5	243.3	1	48.7	2	97.3	1	48.7
愛別町	総数	8	261.4	5	163.4	-	-	2	65.4	6	196.1
	男	6	416.7	4	277.8	-	-	1	69.4	5	347.2
	女	2	123.5	1	61.7	-	-	1	61.7	1	61.7
上川町	総数	8	203.5	9	228.9	-	-	-	-	5	127.2
	男	2	108.5	3	162.8	-	-	-	-	3	162.8
	女	6	287.4	6	287.4	-	-	-	-	2	95.8
東川町	総数	20	247.5	12	148.5	2	24.8	1	12.4	7	86.6
	男	8	213.4	7	186.7	1	26.7	1	26.7	4	106.7
	女	12	277.1	5	115.4	1	23.1	-	-	3	69.3
美瑛町	総数	13	123.9	25	238.3	-	-	2	19.1	11	104.8
	男	7	142.0	12	243.5	-	-	-	-	2	40.6
	女	6	107.8	13	233.6	-	-	2	35.9	9	161.8
幌加内町	総数	7	445.6	-	-	-	-	-	-	2	127.3
	男	7	894.0	-	-	-	-	-	-	2	255.4
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭川市	総数	680	196.8	347	100.4	42	12.2	102	29.5	324	93.8
	男	323	201.1	205	127.6	25	15.6	46	28.6	162	100.9
	女	357	193.0	142	76.8	17	9.2	56	30.3	162	87.6

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

○死亡数(主な死因別)は表5に変更

改正案（令和6年度～令和11年度）		現行計画（平成30年度～平成35年度）								見直しの考え方
— —		18100 老 衰		20100 不慮の事故		20200 自 殺		20101 交通事故（再掲）		
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	
全国	総数	84,810	67.7	38,306	30.6	23,152	18.5	5,646	4.5	○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更 ○死亡数(主な死因別)は表5に変更
	男	20,894	34.2	22,121	36.3	16,202	26.6	3,886	6.4	
	女	63,916	99.4	16,185	25.2	6,950	10.8	1,760	2.7	
全道	総数	3,034	55.2	1,526	27.7	1,045	19.0	249	4.5	
	男	769	29.5	911	34.9	714	27.4	170	6.5	
	女	2,265	78.3	615	21.3	331	11.4	79	2.7	
上川 中部 圏域	総数	284	69.5	127	31.1	71	17.4	20	4.9	
	男	64	33.5	88	46.1	45	23.6	11	5.8	
	女	220	101.1	39	17.9	26	11.9	9	4.1	
上川 保健 所	総数	52	92.0	23	40.7	10	17.7	7	12.4	
	男	11	41.1	19	71.0	6	22.4	5	18.7	
	女	41	137.9	4	13.4	4	13.4	2	6.7	
鷹栖 町	総数	9	124.7	1	13.9	-	-	1	13.9	
	男	2	58.8	1	29.4	-	-	1	29.4	
	女	7	183.5	-	-	-	-	-	-	
東神 楽町	総数	6	58.1	1	9.7	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	6	110.3	1	18.4	-	-	-	-	
当麻 町	総数	6	88.2	4	58.8	2	29.4	2	29.4	
	男	1	31.8	1	31.8	1	31.8	-	-	
	女	5	136.8	3	82.1	1	27.4	2	54.7	
比布 町	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛別 町	総数	3	98.0	4	130.7	-	-	1	32.7	
	男	-	-	4	277.8	-	-	1	69.4	
	女	3	185.2	-	-	-	-	-	-	
上川 町	総数	5	127.2	2	50.9	2	50.9	1	25.4	
	男	1	54.3	2	108.5	1	5.3	1	54.3	
	女	4	191.6	-	-	1	47.9	-	-	
東川 町	総数	11	136.1	2	24.8	1	12.4	-	-	
	男	2	53.3	2	53.3	1	26.7	-	-	
	女	9	207.8	-	-	-	-	-	-	
美瑛 町	総数	11	104.8	5	47.7	5	47.7	-	-	
	男	5	101.5	5	101.5	3	60.9	-	-	
	女	6	107.8	-	-	2	35.9	-	-	
幌加 内町	総数	1	63.7	4	254.6	-	-	2	127.3	
	男	-	-	4	510.9	-	-	2	255.4	
	女	1	126.9	-	-	-	-	-	-	
旭川 市	総数	232	67.1	104	30.1	61	17.7	13	3.8	
	男	53	33.0	69	43.0	39	24.3	6	3.7	
	女	179	96.8	35	18.9	22	11.9	7	3.8	

平成28年度版道北地域保健情報年報（平成27年実績）

第10表 医療施設数・病床数（人口10万対）

—	施設数		病院									
			病床数									
	実数	人口 10万対	一般病床		療養病床		精神病床		結核病床		感染症病床	
実数			人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数
全道	566	10.6	52,771	984.5	22,389	417.7	20,263	378.0	232	4.3	94	1.8
上川中部圏域	42	10.7	4,575	1,168.8	1,738	444.0	1,111	283.8	20	5.1	6	1.5
上川保健所	3	5.5	98	180.2	42	77.2	120	220.7				
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東神楽町	1	9.9	-	-	-	-	120	1,190.5	-	-	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	1	9.6	98	939.6	-	-	-	-	-	-	-	-
幌加内町	1	65.8	-	-	42	2,763.2	-	-	-	-	-	-
旭川市	39	11.6	4,477	1,328.3	1,696	503.2	991	294.0	20	5.9	6	1.8

—	診療所							
	一般						歯科診療所	
	施設数		病床数				施設数	
			一般病床数		療養病床数			
実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	
全道	3,370,485	62.9	6,042	112.7	657	12.3	2,983	55.7
上川中部圏域	270	69.0	538	137.4	118	30.1	179	45.7
上川保健所	27	49.7	71	130.6	8	14.7	-	-
鷹栖町	2	28.4	3	42.6	-	-	-	-
東神楽町	3	29.8	-	-	-	-	-	-
当麻町	4	60.2	-	-	-	-	-	-
比布町	3	79.8	19	505.3	-	-	-	-
愛別町	2	68.3	11	375.4	8	273.0	-	-
上川町	3	73.5	19	465.7	-	-	-	-
東川町	3	38.0	19	240.8	-	-	-	-
美瑛町	3	28.8	-	-	-	-	-	-
幌加内町	4	263.2	-	-	-	-	-	-
旭川市	243	72.1	467	138.6	110	32.6	179	53.1

平成28年度版道北地域保健情報年報（平成27年10月1日現在）

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

○医療施設・病床数は表6に変更

第11表 保健医療従事者数（人口10万対）

	医師		歯科医師		薬剤師		歯科衛生士		歯科技工士	
	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対
全道	12,987	240.5	4,483	83.0	10,803	200.1	5,524	102.3	1,986	36.8
上川中部圏域	1,265	321.7	267	67.9	713	181.3	502	127.7	214	54.4
上川保健所	32	58.4	24	43.8	37	67.6	42	76.7	11	20.1
鷹栖町	2	28.2	2	28.2	2	28.2	3	42.4	4	56.5
東神楽町	7	70.5	3	30.2	5	50.4	6	60.4	2	20.1
当麻町	3	44.6	4	59.4	3	44.6	4	59.4	-	-
比布町	2	52.4	3	78.5	3	78.5	2	52.4	2	52.4
愛別町	2	66.4	1	33.2	2	66.4	1	33.2	-	-
上川町	3	71.6	3	71.6	6	143.2	5	119.3	-	-
東川町	3	38.3	3	38.3	-	-	8	102.0	1	12.8
美瑛町	8	75.7	5	47.3	14	132.5	12	113.5	2	18.9
幌加内町	2	126.6	-	-	2	126.6	1	63.3	-	-
旭川市	1,233	364.3	243	71.8	676	199.8	460	135.9	203	60.0

	保健師		助産師		看護師		准看護師	
	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対	実数	人口 10万対
全道	3,028	56.1	1,647	30.5	57,732	1,069.1	19,172	355.0
上川中部圏域	270	68.7	160	40.7	5,075	1,290.8	1,869	475.4
上川保健所	65	118.7	1	1.8	212	387.2	143	261.2
鷹栖町	9	127.1	1	14.1	17	240.1	3	42.4
東神楽町	10	100.7	-	-	35	352.5	44	443.1
当麻町	5	74.3	-	-	20	297.2	19	282.3
比布町	6	157.1	-	-	5	130.9	12	314.1
愛別町	4	132.9	-	-	2	66.4	8	265.8
上川町	6	143.2	-	-	19	453.5	8	190.9
東川町	7	89.3	-	-	29	369.9	16	204.1
美瑛町	14	132.5	-	-	71	671.7	26	246.0
幌加内町	4	253.2	-	-	14	886.1	7	443.0
旭川市	205	60.6	159	47.0	4,863	1,437.0	1,726	510.0

平成28年度版道北地域保健情報年報（平成26年12月末現在）

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

○保健医療従事者数は表8に変更

第12表 保健所把握保健医療機関従事者数（人口10万対）

— —	栄養士		管理栄養士		診療放射線技師 診療エックス線技師		臨床検査技師 衛生検査技師		理学療法士	
	常勤 換算数	人口 10万対	常勤 換算数	人口 10万対	常勤 換算数	人口 10万対	常勤 換算数	人口 10万対	常勤 換算数	人口 10万対
全道	110.4	2.	1,116.4	20.8	2,448.2	45.7	2,457.7	45.9	3,471.2	64.8
上川中部圏域	22.8	5.8	89.1	22.8	200.6	51.2	228.3	58.3	284.6	72.7
上川保健所	1.0	1.8	2.0	3.7	3.0	5.5	3.0	5.5	3.0	5.5
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東神楽町	-	-	1.0	9.9	-	-	1.0	9.9	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	-	-	1.0	9.6	2.0	19.2	2.0	19.2	2.0	19.2
幌加内町	1.0	65.8	-	-	1.0	65.8	-	-	1.0	65.8
旭川市	21.8	6.5	87.1	25.8	197.6	58.6	225.3	66.8	281.6	83.5

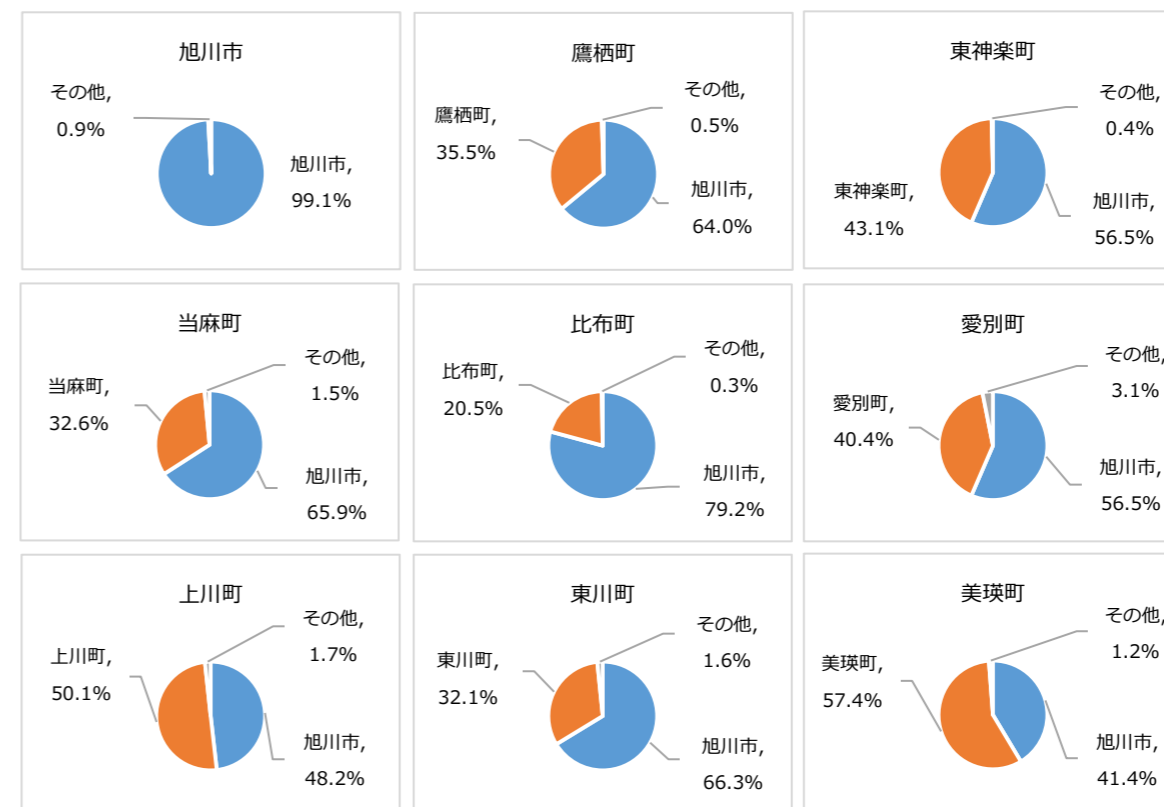
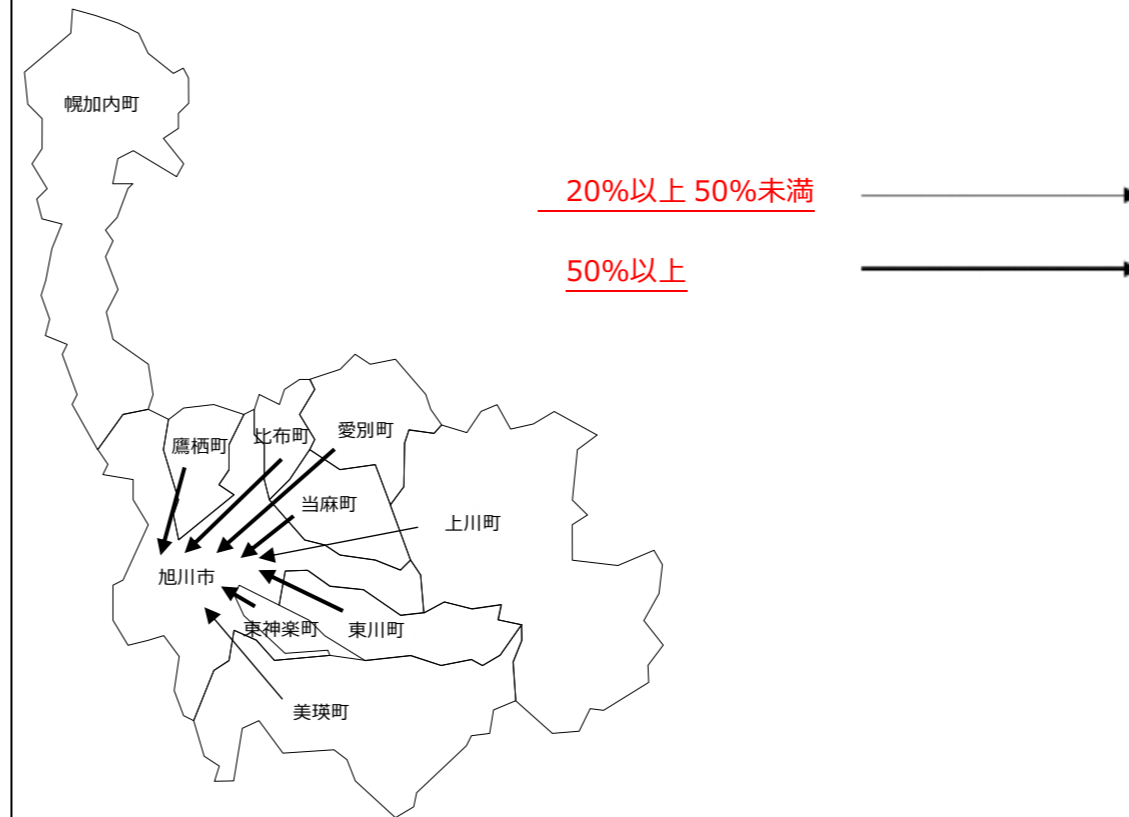
— —	作業療法士		視能訓練士		臨床工学技士		義肢装具士		言語聴覚士	
	常勤 換算数	人口 10万対	常勤 換算数	人口 10万対	常勤 換算数	人口 10万対	常勤 換算数	人口 10万対	常勤 換算数	人口 10万対
全道	2,388.3	44.6	220.2	4.1	1,347.8	25.1	1.6	0.0	817.5	15.3
上川中部圏域	191.1	48.8	19.6	5.0	85.1	21.7	-	-	63.8	16.3
上川保健所	3.0	5.5	0.2	0.4	-	-	-	-	-	-
鷹栖町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東神楽町	3.0	29.8	-	-	-	-	-	-	-	-
当麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比布町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美瑛町	-	-	0.2	1.9	-	-	-	-	-	-
幌加内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭川市	188.1	55.8	19.4	5.8	85.1	25.2	-	-	63.8	18.9

平成28年度版道北地域保健情報年報（平成27年度実績）

○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

第13表 受療動向（外来）

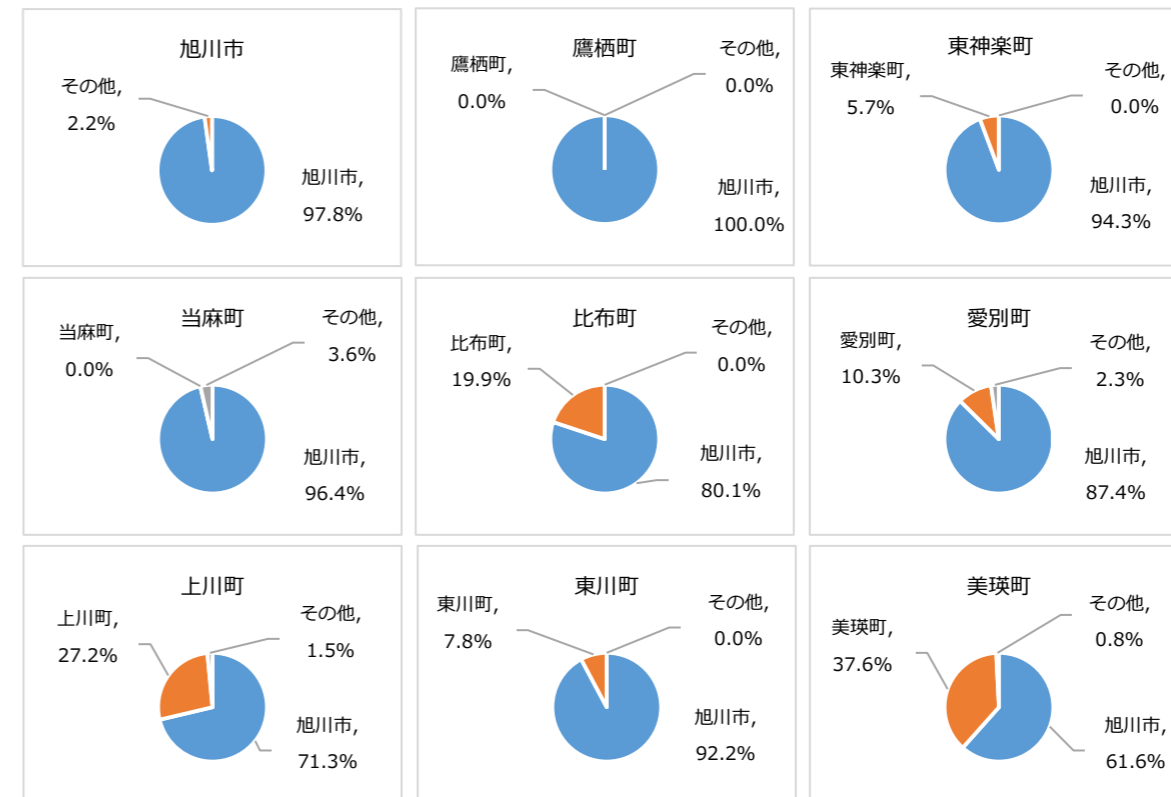
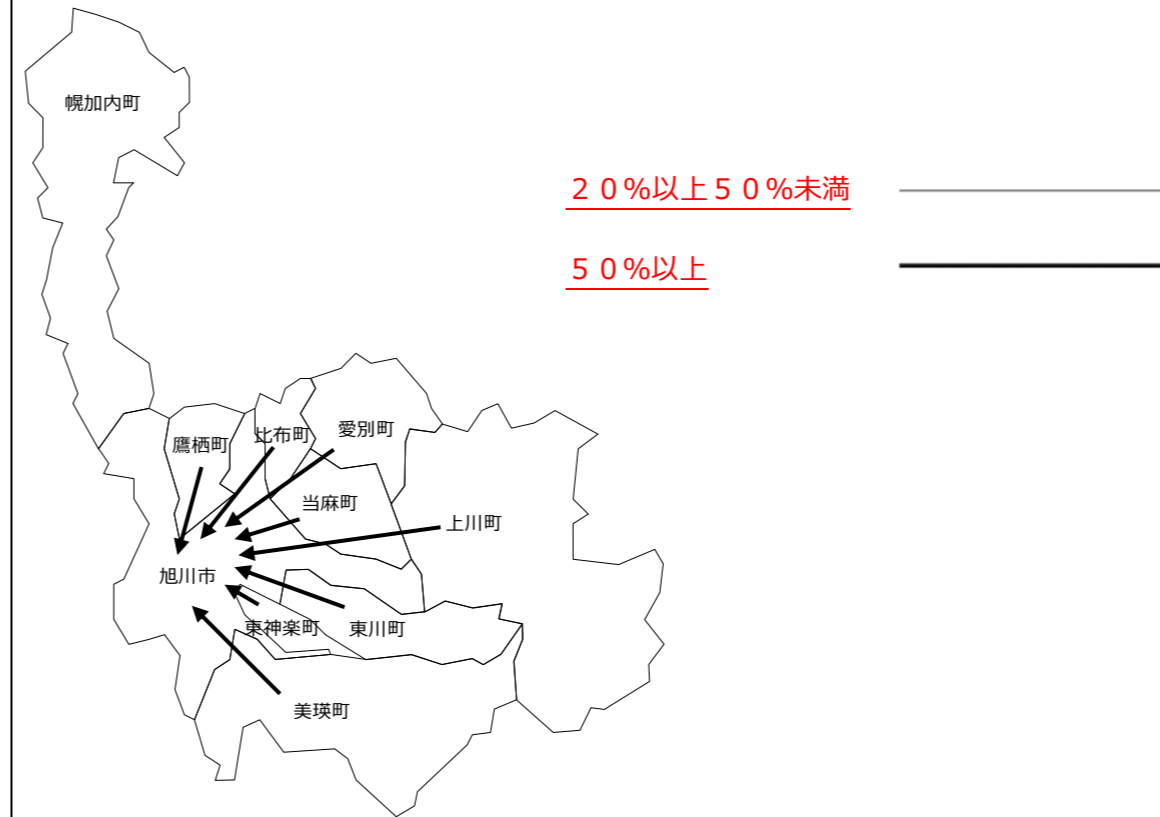
平成27年4月～28年3月診療分の電子レセプトによる分析



- 上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更
- 受療動向は第1章第4節

第14表 受療動向（入院）

平成27年4月～28年3月診療分の電子レセプトによる分析



○上川総合振興局管内で資料を統一するため掲載資料の変更

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p style="text-align: center;">第10章 参考</p> <p>1 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議について</p> <p>○ 地域推進方針の進行については、推進事業ごとに次に示す各会議委員と協議しながら進めます。また、各推進方針に記載される医療機関等のデータに変更が生じた場合については、各会議に示しながら変更していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱 ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領 ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 難病対策専門部会運営要領 ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領 <p>2 地域推進方針の周知について</p> <p>○ 地域推進方針については、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）のホームページで公表するとともに、市町、関係機関・団体に対し周知します。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 参考</p> <p>1 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議について</p> <p>○ 地域推進方針の進行については、推進事業ごとに次に示す各会議委員と協議しながら進めます。また、各推進方針に記載される医療機関等のデータに変更が生じた場合については、各会議に示しながら変更していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱 ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領 ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 難病対策専門部会運営要領 ・ 上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領 <p>2 地域推進方針の周知について</p> <p>○ 地域推進方針については、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）のホームページで公表するとともに、市町、関係機関・団体に対し周知します。</p>	

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p style="text-align: center;">上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱</p> <p>（設置） 第1条 上川中部地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項） 第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。 （1）上川中部地域の保健医療福祉に関すること。 （2）その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項</p> <p>（組織） 第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから北海道上川総合振興局長が委嘱する。 （1）保健医療福祉サービスの受益者 （2）保健医療福祉サービスの提供者 （3）関係行政機関の職員 （4）その他必要と認められる者 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長及び副会長） 第4条 連携推進会議に、会長及び副会長を置く。 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、議事及びその他の会務を総理する。 4 副会長は、会長が委員から指名する。 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議） 第5条 会議は、会長が招集する。 2 会長は、次条により設置された専門部会委員を含めた連携推進会議を開催できる。 3 会長が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。</p> <p>（専門部会） 第6条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、専門部会構成委員をもって組織する。</p> <p>（事務局） 第7条 事務局は、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。</p> <p>（その他） 第8条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、委員と協議のうえ定める。</p> <p>附則 1 この要綱は、平成20年6月5日から施行する。 2 第3条第2項の規定にかかわらず、設置時における委員の任期は平成22年3月31日までとする。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 この要綱は、平成28年6月28日から施行する。 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱</p> <p>（設置） 第1条 上川中部地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項） 第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。 （1）上川中部地域の保健医療福祉に関すること。 （2）その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項</p> <p>（組織） 第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから北海道上川総合振興局長が委嘱する。 （1）保健医療福祉サービスの受益者 （2）保健医療福祉サービスの提供者 （3）関係行政機関の職員 （4）その他必要と認められる者 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長及び副会長） 第4条 連携推進会議に、会長及び副会長を置く。 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、議事及びその他の会務を総理する。 4 副会長は、会長が委員から指名する。 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議） 第5条 会議は、会長が招集する。 2 会長は、次条により設置された専門部会委員を含めた連携推進会議を開催できる。 3 会長が必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。</p> <p>（専門部会） 第6条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。 2 専門部会は、専門部会構成委員をもって組織する。</p> <p>（事務局） 第7条 事務局は、北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。</p> <p>（その他） 第8条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、委員と協議のうえ定める。</p> <p>附則 1 この要綱は、平成20年6月5日から施行する。 2 第3条第2項の規定にかかわらず、設置時における委員の任期は平成22年3月31日までとする。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 この要綱は、平成28年6月28日から施行する。 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">見直しの考え方</p> <p style="text-align: right;">○文言修正</p>

改正案（令和 6 年度～令和 11 年度）	現行計画（平成 30 年度～平成 35 年度）	見直しの考え方
<p style="text-align: center;">上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領</p> <p>第 1 目的 この要領は上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第 5 条の規定に基づき設置する在宅医療専門部会（以下、「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 なお、この部会は「在宅医療提供体制強化事業実施要綱第 2 の 1（1）」に基づく「多職種連携協議会」とみなすものとする。</p> <p>第 2 所掌事項 部会は、次の事項について協議するものとする。 （1）在宅医療（終末医療を含む）の提供体制に関すること。 （2）医療と介護の連携に関すること。 （3）在宅医療における多職種連携に関すること。 （4）その他、部会の目的達成のため必要と認められること。</p> <p>第 3 組織 部会は、別紙の構成員をもって組織する。 2 構成員の任期は 2 年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 部会には会長を置き、構成員が互選したものををもって充てる。 なお、必要に応じて、副会長を置くことができる。</p> <p>第 4 運営 会議は、必要の都度、会長が招集する。 なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。</p> <p>第 5 庶務 部会の庶務は上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）企画総務課において処理する。</p> <p>第 6 その他 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。</p> <p>附則 この要領は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。 平成 29 年 11 月 6 日一部改正</p>	<p style="text-align: center;">上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 在宅医療専門部会運営要領</p> <p>第 1 目的 この要領は上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第 5 条の規定に基づき設置する在宅医療専門部会（以下、「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 なお、この部会は「在宅医療提供体制強化事業実施要綱第 2 の 1（1）」に基づく「多職種連携協議会」とみなすものとする。</p> <p>第 2 所掌事項 部会は、次の事項について協議するものとする。 （1）在宅医療（終末医療を含む）の提供体制に関すること。 （2）医療と介護の連携に関すること。 （3）在宅医療における多職種連携に関すること。 （4）その他、部会の目的達成のため必要と認められること。</p> <p>第 3 組織 部会は、別紙の構成員をもって組織する。 2 構成員の任期は 2 年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 部会には会長を置き、構成員が互選したものををもって充てる。 なお、必要に応じて、副会長を置くことができる。</p> <p>第 4 運営 会議は、必要の都度、会長が招集する。 なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。</p> <p>第 5 庶務 部会の庶務は上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）企画総務課において処理する。</p> <p>第 6 その他 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。</p> <p>附則 この要領は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。 平成 29 年 11 月 6 日一部改正</p>	

改正案（令和 6 年度～令和 11 年度）	現行計画（平成 30 年度～平成 35 年度）	見直しの考え方
<p style="text-align: center;">上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 難病対策専門部会運営要領</p> <p>第 1 目的 この要領は上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第 5 条の規定に基づき設置する難病専門部会（以下、「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 なお、この部会は「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、二次保健医療福祉圏域毎に設置する「難病対策地域協議会」とみなすものとする。</p> <p>第 2 所掌事項 部会は、次の事項について協議するものとする。 （1）難病対策に係る地域の課題に関すること。 （2）地域支援ネットワークの構築に関すること。 （3）難病対策に係る生活・雇用に関すること。 （4）その他、部会の目的達成のため必要と認められること。</p> <p>第 3 組織 部会は別紙の構成員をもって組織する。 2 構成員の任期は 2 年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 部会には会長を置き、構成員が互選したものをもちて充てる。 なお、必要に応じて、副会長を置くことができる。 <u>4 部会には、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループは部会構成員のほか、必要に応じて、委員以外から出席させることができる。</u></p> <p>第 4 運営 会議は、必要の都度、会長が招集する。 なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。</p> <p>第 5 庶務 部会の庶務は上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）健康推進課において処理する。</p> <p>第 6 その他 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。</p> <p>附則 この要領は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。 平成 29 年 11 月 6 日一部改正 <u>令和 6 年 8 月 16 日一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 難病対策専門部会運営要領</p> <p>第 1 目的 この要領は上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議要綱第 5 条の規定に基づき設置する難病専門部会（以下、「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 なお、この部会は「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、二次保健医療福祉圏域毎に設置する「難病対策地域協議会」とみなすものとする。</p> <p>第 2 所掌事項 部会は、次の事項について協議するものとする。 （1）難病対策に係る地域の課題に関すること。 （2）地域支援ネットワークの構築に関すること。 （3）難病対策に係る生活・雇用に関すること。 （4）その他、部会の目的達成のため必要と認められること。</p> <p>第 3 組織 部会は別紙の構成員をもって組織する。 2 構成員の任期は 2 年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 部会には会長を置き、構成員が互選したものをもちて充てる。 なお、必要に応じて、副会長を置くことができる。</p> <p>第 4 運営 会議は、必要の都度、会長が招集する。 なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。</p> <p>第 5 庶務 部会の庶務は上川総合振興局保健環境部保健行政室（上川保健所）健康推進課において処理する。</p> <p>第 6 その他 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。</p> <p>附則 この要領は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。 平成 29 年 11 月 6 日一部改正</p>	<p>○要領改正による修正</p>

改正案（令和6年度～令和11年度）	現行計画（平成30年度～平成35年度）	見直しの考え方
<p style="text-align: center;">上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領</p> <p>第1 目的 この要領は、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する救急医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 所掌事項 部会は、次の事項について協議するものとする。 （1）地域の救急医療体制の確保に関すること。 （2）救急医療に係る関係機関の連携調整に関すること。 （3）その他、救急医療の推進に関すること。</p> <p>第3 組織 部会は、救急医療に関し識見する次の各号に掲げる構成員をもって組織する。 （1）関係行政機関（各市町）の職員（救急担当課長又は主幹等） （2）関係団体（郡市医師会）の救急担当理事 （3）救急医療機関等（救急医療に精通した救命救急センター等）の医療関係者（医師） （4）救急搬送機関（消防機関）の職員（救急担当課長又は主幹等） （5）その他必要と認められる者 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員がかけた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 部会に会長を置き、構成員が互選した者を充てる。</p> <p>第4 会議 部会の会議は、必要の都度、会長が招集する。 なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。 <u>また、会長が退任した後の会議の招集は、事務局が選定した構成員を会長（仮）と定め、直近の会議において全ての構成員から会長を選任する。</u></p> <p>第5 庶務 部会の庶務は、上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課において処理する。</p> <p>第6 その他 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。</p> <p>附則 この要領は、平成20年7月16日から施行する。 平成22年4月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成28年9月14日一部改正 平成29年11月6日一部改正 <u>令和2年11月4日一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領</p> <p>第1 目的 この要領は、上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する救急医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 所掌事項 部会は、次の事項について協議するものとする。 （1）地域の救急医療体制の確保に関すること。 （2）救急医療に係る関係機関の連携調整に関すること。 （3）その他、救急医療の推進に関すること。</p> <p>第3 組織 部会は、救急医療に関し識見する次の各号に掲げる構成員をもって組織する。 （1）関係行政機関（各市町）の職員（救急担当課長又は主幹等） （2）関係団体（郡市医師会）の救急担当理事 （3）救急医療機関等（救急医療に精通した救命救急センター等）の医療関係者（医師） （4）救急搬送機関（消防機関）の職員（救急担当課長又は主幹等） （5）その他必要と認められる者 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員がかけた場合における後任の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 部会に会長を置き、構成員が互選した者を充てる。</p> <p>第4 会議 部会の会議は、必要の都度、会長が招集する。 なお、必要に応じて、構成員以外の者を出席させることができる。</p> <p>第5 庶務 部会の庶務は、上川総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課において処理する。</p> <p>第6 その他 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、構成員と協議の上、定める。</p> <p>附則 この要領は、平成20年7月16日から施行する。 平成22年4月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 平成28年9月14日一部改正 平成29年11月6日一部改正</p>	<p>○要領改正による修正</p>